

# 浄化槽の維持管理情報収集・活用に関する デジタル化事例集

令和7年3月

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室



## 目 次

1. はじめに	1
1. 1. <u>維持管理情報の収集と浄化槽台帳の整備に関する課題</u>	1
1. 2. <u>デジタル化事例集の構成</u>	1
2. <u>調査対象県における浄化槽台帳の運用状況、業者の電子化状況等の事例</u>	3
2. 1. <u>調査対象と調査方法</u>	3
2. 1. 1. <u>調査対象</u>	3
2. 1. 2. <u>調査方法</u>	3
2. 2. <u>徳島県の実例</u>	3
2. 2. 1. <u>浄化槽台帳システム及び維持管理情報の収集・管理方法</u>	3
2. 2. 2. <u>保守点検・清掃業者等との協力関係の構築に関連した事項</u>	7
2. 2. 3. <u>維持管理情報の活用</u>	7
2. 2. 4. <u>業者による保守点検・清掃の記録に関する情報の電子化</u>	8
2. 2. 5. <u>電子化に係る補助金・助成金の活用</u>	8
2. 3. <u>鹿児島県の実例</u>	8
2. 3. 1. <u>浄化槽台帳システム及び維持管理情報の収集・管理方法</u>	8
2. 3. 2. <u>保守点検・清掃業者等との協力関係の構築に関連した事項</u>	11
2. 3. 3. <u>維持管理情報の活用</u>	12
2. 3. 4. <u>業者による保守点検・清掃の記録に関する情報の電子化</u>	13
2. 3. 5. <u>電子化に係る補助金・助成金の活用</u>	13
2. 4. <u>鳥取県の実例</u>	13
2. 4. 1. <u>浄化槽台帳システム及び維持管理情報の収集・管理方法</u>	13
2. 4. 2. <u>保守点検・清掃業者等との協力関係の構築に関連した事項</u>	16
2. 4. 3. <u>維持管理情報の活用</u>	17
2. 4. 4. <u>業者による保守点検・清掃の記録に関する情報の電子化</u>	17
2. 4. 5. <u>電子化に係る補助金・助成金の活用</u>	17
2. 5. <u>岐阜県の実例</u>	18
2. 5. 1. <u>浄化槽台帳システム及び維持管理情報の収集・管理方法</u>	18
2. 5. 2. <u>保守点検・清掃業者等との協力関係の構築に関連した事項</u>	20
2. 5. 3. <u>維持管理情報の活用</u>	20
2. 5. 4. <u>業者による保守点検・清掃の記録に関する情報の電子化</u>	20
2. 5. 5. <u>電子化に係る補助金・助成金の活用</u>	20
2. 6. <u>埼玉県の実例</u>	21
2. 6. 1. <u>浄化槽台帳システム及び維持管理情報の収集・管理方法</u>	21
2. 6. 2. <u>保守点検・清掃業者等との協力関係の構築に関連した事項</u>	24
2. 6. 3. <u>維持管理情報の活用</u>	24
2. 6. 4. <u>業者による保守点検・清掃の記録に関する情報の電子化</u>	24
2. 6. 5. <u>電子化に係る補助金・助成金の活用</u>	24

3.	<a href="#">電子化した浄化槽台帳の活用に向けた自治体と業者の検討事項と対応例</a>	25
3. 1.	<a href="#">浄化槽台帳の整備、維持管理情報の収集と活用に向けた作業フローと留意事項</a>	25
3. 1. 1.	<a href="#">浄化槽台帳システムの選定・開発及びその運用方法の決定までの流れ</a>	26
3. 1. 2.	<a href="#">浄化槽台帳システムの運用開始までの流れ</a>	34
4.	<a href="#">電子化に向けた補助金制度の概要</a>	35
4. 1.	<a href="#">市町村向けの交付金制度</a>	35
4. 2.	<a href="#">事業者向けの補助金制度</a>	35
4. 2. 1.	<a href="#">IT 導入補助金</a>	35
4. 2. 2.	<a href="#">自治体独自の補助金制度</a>	36

## 1. はじめに

### 1. 1. 維持管理情報の収集と浄化槽台帳の整備に関する課題

浄化槽による汚水処理において、適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）は浄化槽の所期の性能を発揮させるうえで必要不可欠である。平成 17 年浄化槽法改正では「浄化槽の維持管理等に対する管理の強化」により法定検査が確実に行われ、その結果に基づき都道府県が適切な指導監督を行えるようにするため、法定検査を受検しない者に対する指導・助言、勧告、命令といった指導監督に係る規定を設けた。さらに、令和元年浄化槽法改正において都道府県知事等は①維持管理情報を収集・整理する浄化槽台帳の作成及び管理が求められるようになり、②行政、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者から浄化槽の維持管理情報を収集することが可能になった。このように、維持管理情報を浄化槽台帳に収集・整理し、適正な維持管理を実施するための体制づくりが法改正を伴いながら進められてきた。

しかしながら、令和 6 年に公表された総務省による「浄化槽行政に関する調査」<sup>1)</sup>から、自治体における浄化槽台帳の整備・活用について以下の課題が示された。

- 事業者から浄化槽台帳の情報収集について理解や協力が得られておらず、必要な情報が収集できない。
- 事業者から収集した情報が紙媒体である。また、自治体と事業者で管理している情報が異なり（例：地番と住居表示、浄化槽番号）、情報を台帳に記載する作業に苦慮している。
- 浄化槽台帳の情報をどのように活用してよいか分からない。

このような課題を踏まえ、自治体、指定検査機関及び保守点検業者・清掃業者（以下、「業者」という。）による連携・協力体制のもと、電子化された浄化槽台帳システムが活用され維持管理情報の管理・活用がなされている自治体の事例について整理を行い、事例集として取りまとめて横展開を図るものである。

### 1. 2. デジタル化事例集の構成

本事例集は、以下に示す 4 章で構成されている。

第 1 章は「はじめに」であり、浄化槽台帳の運用等に係る課題、本事例集の位置づけについて整理した。

第 2 章は「調査対象県における浄化槽台帳の運用状況、業者の電子化状況等の事例」であり、調査対象とした 5 県の事例について紹介した。

第 3 章は「電子化した浄化槽台帳の活用に向けた自治体と業者の検討事項と対応例」であり、浄化槽台帳及び維持管理情報の電子化に向けた自治体と業者の作業フロー例、留意事項等について整理した。

第 4 章は「電子化に向けた補助金制度の概要」であり、電子化に係る市町村向け、業者向けの支援策等の事例についてまとめた。

本事例集は、自治体が業者から維持管理情報の提供を得るための対応策、電子化浄化槽台帳の整備・活用例、電子化による自治体・業者のメリット等の参考情報を提示するものであり、自治体における台帳整備の促進、台帳情報に基づく浄化槽管理者に対する維持管理の指

導強化、事業者の電子化移行の促進等に資することを期待するものである。

<参考資料>

1) 総務省ホームページ：浄化槽行政に関する調査<調査結果に基づく勧告>

([https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/hyouka\\_240209000171526.html.html#kekkahoukoku](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_240209000171526.html.html#kekkahoukoku))、2025年3月19日アクセス。

## 2. 調査対象県における浄化槽台帳の運用状況、業者の電子化状況等の事例

### 2. 1. 調査対象と調査方法

#### 2. 1. 1. 調査対象

調査対象として、徳島県、鹿児島県、鳥取県、岐阜県、埼玉県の5県を選定した。表2-1にヒアリング調査の対象県及びヒアリング調査に参加した団体の一覧を示す。ヒアリング調査は、各県の浄化槽担当者に加え、任意で協議会の構成員も参加する形式とした。

表 2-1 調査対象県とヒアリング調査参加団体

対象県	ヒアリング調査参加団体
徳島県	・徳島県県土整備部水環境整備課 ・公益社団法人徳島県環境技術センター
鹿児島県	・鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室 ・公益財団法人鹿児島県環境保全協会 ・鹿児島県環境整備事業協同組合 ・協同組合鹿児島県環境管理協会
鳥取県	・鳥取県水環境保全課
岐阜県	・岐阜県環境生活部廃棄物対策課 ・一般財団法人岐阜県環境管理技術センター
埼玉県	・埼玉県環境部水環境課

#### 2. 1. 2. 調査方法

各県の浄化槽担当者に対し、ヒアリング調査を依頼した。下記1.～5.の内容について質問内容を整理した調査票をヒアリング前に提示して回答を得るとともに、その後のヒアリング調査で詳細な情報を得た。ヒアリング方法はZoomによるオンライン会議とし、2024年11月下旬～12月上旬に実施した。

1. 維持管理情報の情報収集及びその管理方法について
2. 保守点検・清掃業者との協力関係の構築について
3. 維持管理情報の活用について
4. 業者による保守点検・清掃の記録に関する情報の電子化について
5. DX（デジタル化）補助金・助成金の活用

### 2. 2. 徳島県の実例

#### 2. 2. 1. 浄化槽台帳システム及び維持管理情報の収集・管理方法

##### (1) 徳島県における浄化槽台帳システムの概要

徳島県における浄化槽台帳システムの運用体制の概要について図2-1に示す。

浄化槽台帳システムは公益社団法人徳島県環境技術センター（以下、「環境技術センター」

という。)が令和4年度より保有している。維持管理情報の収集には、紙媒体、CSV形式に加え、令和6年10月からQRコードを利用したシステムも導入している。浄化槽台帳システムのサーバー機器の保守は、民間企業に委託している。

徳島県は、環境技術センターが保有している浄化槽台帳システムについて令和5年2月に「浄化槽台帳システムの共同利用に関する協定書」を締結しており、当該台帳システムを法に基づく浄化槽台帳として運用している。徳島県は当該台帳システム内の情報の閲覧が可能となっている。

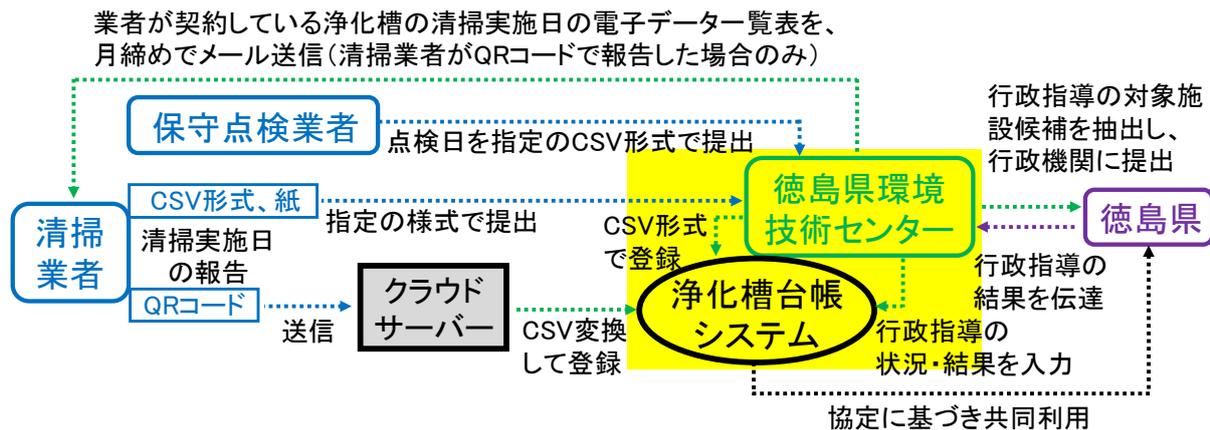


図 2-1 徳島県における浄化槽台帳システムの運用体制の概要

### 1) QRコードの導入に至った経緯

浄化槽法に基づく法定協議会である「とくしま浄化槽連絡協議会」において、適正な維持管理を推進するための清掃の実態把握及び浄化槽法改正による浄化槽台帳の整備が課題として挙げられた。浄化槽台帳への維持管理情報の収集・整理に関して、県の浄化槽台帳の住所・氏名と業者の顧客台帳の住所・氏名は完全に一致していないことがあるため、情報のやり取りをする前には突合作業を行わなければ、正確な更新ができない。QRコードを使用しない場合、その突合は手作業になるため非常に手間となるが、QRコードを使用すれば法定検査時にQRコード番号と県の施設番号との突合が完了するため、維持管理情報が効率的かつ一元的に情報収集・集約が可能となる。そこで台帳整備による適正な維持管理を推進するため県及び県内の業界全体でQRコードの導入を推進した。

### 2) QRコードの導入に至るまでの流れや期間

図 2-2 に QRコード導入の概要を示す。QRコード導入の決定後、i)情報収集システムの開発、ii)協議会から業界への情報収集システムの周知と内容説明、iii)QRコードステッカーのデザイン(県章を入れることの調整など)や品質の検討、iv)浄化槽へのQRコードの貼り付け方法の検討、v)マニュアルや規則の作成等、に約1年半を要した。令和6年3月からQRコード貼り付けを開始し、同年10月より清掃業者からQRコードによる清掃実施日の収集を行う情報収集システムの活用を開始した。総じて2年程度の検討・準備期間を経て導入に至っている。

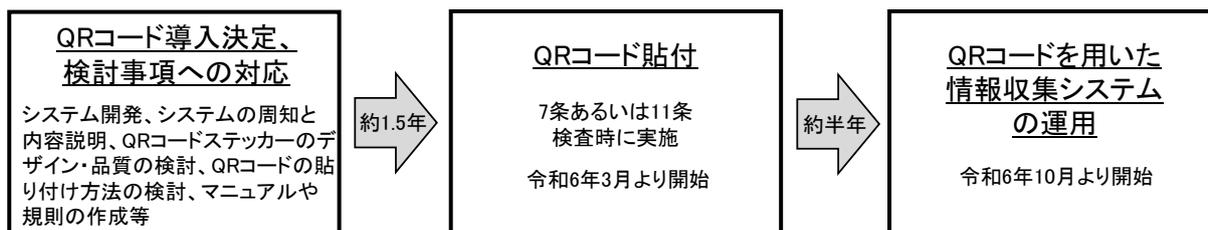


図 2-2 QRコード導入の流れの概要

### 3) QRコードに係る作業、運用等

QRコードと浄化槽台帳の浄化槽番号とを突合するシステムは環境技術センターの自社開発であり、浄化槽台帳に登録するシステムは浄化槽台帳システムのサーバー機器の保守を行っている民間会社が開発した。QRコードは県が作成するステッカー（図 2-3）を指定検査機関の検査員が7条あるいは11条検査時に個々の浄化槽の設置場所の玄関、事務所入口付近等の分かりやすい場所に貼り付けている。法定検査の受検が貼り付けの前提となるため、受検率向上が必須であり、環境技術センター、行政、業者からのアプローチ等で受検率の向上に取り組んでいる状況である。

QRコードには浄化槽番号のみが記録されており、個人を特定する情報は一切含まれていない。QRコードから送信される情報は清掃日のみであるが、事前登録しているログイン情報から清掃作業員、清掃業者名も送信される。



図 2-3 徳島県における QRコードステッカーの例

#### (2) 維持管理情報の収集、管理方法

徳島県における維持管理情報の収集については「徳島県浄化槽事務取扱要領」及び「徳島県浄化槽の設置及び維持管理要領」において規定されている。維持管理情報の提供者、提出先、項目について表 2-2 にまとめた。維持管理情報の報告について、現状では、徳島県では、清掃業者から清掃実施日のみ提供を受けている（なお、標準契約書の契約業者の一部の保守点検業者から CSV 形式あるいは紙媒体で保守点検実施日の提供を受けている）。その理由として、まずは清掃業者の作業担当者が維持管理情報の報告に慣れることを目的としているためである。将来的には保守点検業者から水質項目に係る報告、清掃業者からは清掃実施日以外の内容も報告できるように準備を進めている状況である。

表 2-2 徳島県における維持管理情報の伝達の概要

提供者	提供先	項目	備考
保守点検業者	徳島県環境技術センター	保守点検実施日	CSVで提出
清掃業者	徳島県環境技術センター	清掃実施日	CSV、紙媒体で提出する場合
	徳島県環境技術センター保有の浄化槽台帳システム	清掃実施日	QRコードを用いて提出する場合
徳島県環境技術センター	清掃業者	清掃実施日	清掃業者がQRコードを用いて報告した場合、実施日の一覧表の電子データをメールで送付
	徳島県	台帳システム内の情報	協定の締結により、徳島県はシステム内の情報を閲覧可
	徳島県の行政機関	行政指導の対象施設候補	
徳島県	徳島県環境技術センター	行政指導の実施状況及び結果	

## 1) 業者による報告

清掃業者は、清掃実施日を報告する方法として、①QRコードから浄化槽台帳システムにアクセスする方法、②CSV形式あるいは紙媒体を環境技術センターに提出する方法がある。

### ①QRコードから浄化槽台帳システムにアクセスする方法

モバイル端末にQRコードの利用に係る専用アプリを導入する必要は無く、システムに各作業員のメールアドレスを登録しておくことで、利用可能となる。清掃の際、各浄化槽設置場所に貼り付けられたQRコードを読み込み、清掃実施日、作業員名、会社名を送信する。現場でタブレット等のモバイル端末を用いて送信を行う、あるいは通信不可の施設等では現場でQRコードの写真を撮影しておき、通信圏内で送信を行う場合がある。

### ②CSV形式あるいは紙媒体を環境技術センターに提出する方法

1か月に1回程度、環境技術センターに清掃実施日を報告する。CSV形式（電子メールで送付）あるいは紙媒体（FAXあるいは郵送）で報告する業者は、QRコードを利用するためのモバイル端末を導入していない業者がほとんどであるが、時期的に検査訪問できていない施設や法定検査未受検によりQRコードが貼られていない施設があることから併用している業者もある。

また、一部の保守点検業者は、保守点検実施日をCSV形式で環境技術センターに提出している。

## 2) 環境技術センターによる情報管理

QRコードを用いて報告する方法では、情報送信するたびにクラウドを介してCSV変換（環境技術センターが手動で操作）してから浄化槽台帳システムに登録される仕組みとなっている。CSV形式あるいは紙媒体で報告された場合、浄化槽台帳システムへの登録は、環境技術センターが手動で実施している。清掃業者の報告様式は基本的には指定様式で運用しているため、ある程度共通の項目で構成されており、浄化槽台帳システムへの登録作業は大きな負担にはなっていない。

徳島県では、現状、紙媒体で報告する業者が大部分を占めている。令和6年9月に地域ブロックごとの徳島県主催の説明会において、QRコードを利用したシステムに移行するように勧奨したところである。今後、QRコードを利用した報告が増えることで紙媒体の報告が減ると期待される。

浄化槽台帳システムに集約された情報について、徳島県は前述の協定に基づき閲覧可能である（徳島県は浄化槽台帳システムに対しアクセス権限があるパソコンを保有していないため、閲覧のみ）。浄化槽台帳システムの情報を行政指導に活用する際には、環境技術センターが指導の候補となる対象施設（法定検査結果が不適正、消毒状況の不可等）を抽出し、行政機関（東部保健福祉局、南部総合県民局、西部総合県民局）の担当者に提出している。その上で行政指導は浄化槽の設置住所の管轄の行政機関（東部保健福祉局、南部総合県民局、西部総合県民局）の局長が発出している。また、環境技術センターは徳島県より委託を受けて行政指導文書の発出手続きを行うとともに、行政指導等の実施状況や結果を報告し、その情報を環境技術センターが浄化槽台帳システムに入力している。

業者は、浄化槽台帳システムの情報は閲覧できない。ただし、環境技術センターはQRコードで報告した清掃業者に対して、各業者が契約している浄化槽（他社契約浄化槽は対象外）の清掃実施日に係る一覧表の電子データを月締めで電子メール送付している。

## 2. 2. 2. 保守点検・清掃業者等との協力関係の構築に関連した事項

### （1）保守点検・清掃の実施状況に関する情報提供を得るための業者への説明事項

協議会を通じた説明及び徳島県と環境技術センターが共同で行う個別説明会により、電子化を進めることで維持管理情報を一元化でき、突合等が効率的かつ正確に実施・管理できることを業者に説明し、電子化への移行と情報提供について協力を依頼した。併せて、電子化が進み保守点検、清掃未実施の浄化槽の抽出が容易に実施できるようになれば、維持管理が不十分な浄化槽に対する行政指導の促進が期待されることも説明している。

### （2）業者が情報提供に消極的な場合の事情・理由

業者が情報提供に消極的になる場合の主な要因としては、パソコンやスマートフォンがない等、電子化したシステムにメールアドレス登録ができず、利用することができないこと、システムにメールアドレス登録して2週間毎に行うログイン作業が負担となることが挙げられる。高齢事業者や個人事業主の中には、端末の設備投資やシステムへの登録が手間になるため、従来どおり紙媒体がよいとの意見がある。

## 2. 2. 3. 維持管理情報の活用

清掃実施日について収集していることから、清掃未実施の浄化槽を抽出し、行政指導に活用できる。QRコードを導入する前は、同一の浄化槽であっても業者の顧客情報と環境技術センターの浄化槽台帳とで浄化槽の設置情報等が一致しないことがあったが、QRコードにより付された番号と県の台帳で付された浄化槽番号が紐付けされて一元化することで情報が効率的に突合されるため、正確な情報が確認しやすくなった。

浄化槽台帳システムに収集する情報は、将来的には保守点検、清掃、法定検査の実施数あるいは実施率の変遷の評価、特定既存単独処理浄化槽の判定や指導に活用することを検討し

ている。

#### 2. 2. 4. 業者による保守点検・清掃の記録に関する情報の電子化

徳島県での業者による記録の電子化は、主に CSV 形式、民間企業が提供する維持管理情報システム、あるいは環境技術センターが提供する QR コードの活用である。

前述のように徳島県内では紙媒体を活用する業者が大部分を占めており、電子化に対応した業者は多いとは言えない。電子化に向けた主な課題として、以下が挙げられる。

①QR コードを活用するためのモバイル端末の導入は各業者の自己負担となり、導入を断念するケースがある。

②従来の紙媒体から電子データに変換・移行する作業や電子化したシステムの活用に関する社内教育に時間と手間を要する。

#### 2. 2. 5. 電子化に係る補助金・助成金の活用

徳島県では、電子化に係る補助金・助成金について業者の間では認知されていない、あるいは活用されていないことがほとんどであると推察されることから、徳島県としては、今後、様々な機会を捉えて、業界団体に対して補助金等の活用についての周知を行っていくこととしている。

### 2. 3. 鹿児島県の事例

#### 2. 3. 1. 浄化槽台帳システム及び維持管理情報の収集・管理方法

##### (1) 鹿児島県における浄化槽台帳システムの概要

鹿児島県における浄化槽台帳システムの運用体制、情報伝達の概要について図 2-4 と図 2-5 に示す。鹿児島県の浄化槽台帳システムは「鹿児島県浄化槽情報共有システム」であり、鹿児島県・権限移譲市町村（以下、「行政」という。）、公益財団法人鹿児島県環境保全協会（以下、「保全協会」という。）、業者が利用している。鹿児島県浄化槽情報共有システムにおける「浄化槽情報共有サーバー」は、鹿児島県浄化槽管理台帳データベース、行政・権限移譲市町村データベース、法定検査データベース、保守点検業者データベースで構成されている。また、保全協会が保有する自社サーバーは、浄化槽台帳データベース、法定検査データベースで構成されている。鹿児島県浄化槽情報共有システムは、オンラインシステムであるため、各種情報の更新はデータ入力の都度に行われる。浄化槽情報共有サーバーに対し、行政と業者はアカウントとパスワード及び端末認証証明によるインターネット回線で接続し、保全協会は VPN 専用回線で接続し、セキュリティ対策を強化している。

鹿児島県では、保全協会の鹿児島県浄化槽情報共有システムを共同利用という形で閲覧、利用している状況である。2020 年の浄化槽法一部改正により、県が台帳を整備することが義務付けられたことから、保全協会と県が協定を締結し、県は、鹿児島県浄化槽情報共有システムを浄化槽法に基づく浄化槽台帳として運用している。

# 鹿児島県浄化槽情報共有システム

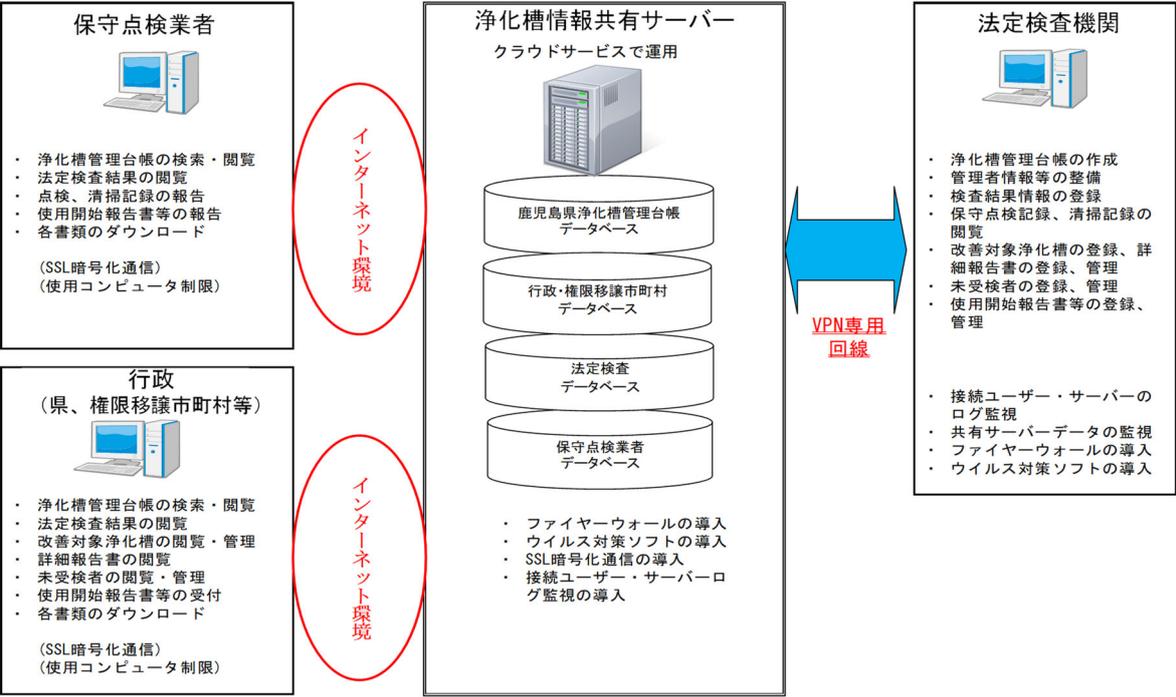


図 2-4 鹿児島県浄化槽情報共有システムの運用体制の概要  
(公益財団法人鹿児島県環境保全協会より提供)

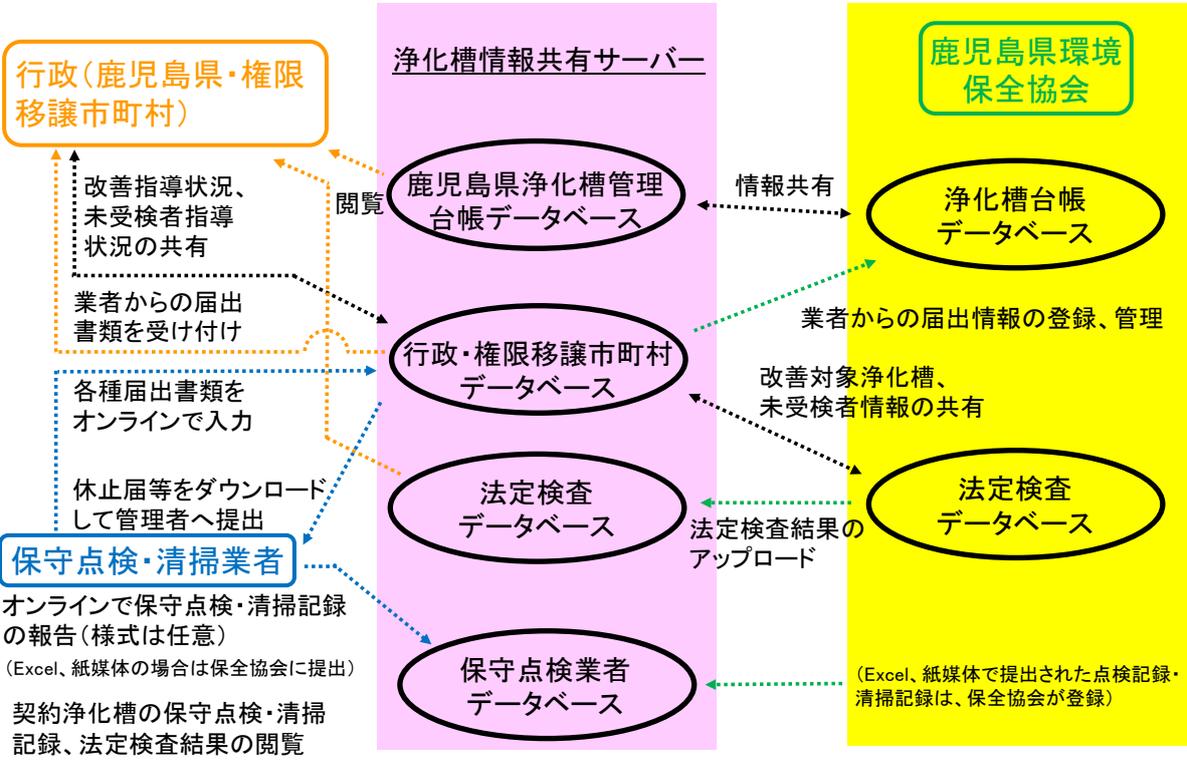


図 2-5 鹿児島県浄化槽情報共有システムにおける情報伝達の概要

## (2) 維持管理情報の収集、管理方法

鹿児島県における維持管理情報の情報伝達に関し、項目、提供者、提出先について表 2-3 にまとめた。業者、保全協会、行政における情報伝達の詳細は以下のとおりである。

表 2-3 鹿児島県における維持管理情報の伝達の概要

提供者	提供先	項目	備考
保守点検業者・ 清掃業者	鹿児島県・権限移譲市町村	保守点検・清掃記録	保守点検業者データベースにオンラインで入力する場合
	鹿児島県環境保全協会	保守点検・清掃記録	Excel、紙媒体で提出する場合
	鹿児島県・権限移譲市町村	各種届出*	行政・権限移譲市町村データベースにオンラインで入力、紙媒体で提出する場合
鹿児島県環境 保全協会	鹿児島県・権限移譲市町村	法定検査結果	法定検査データベース(保全協会サーバー)から法定検査データベース(共有サーバー)に情報提供
	鹿児島県・権限移譲市町村	改善対象浄化槽、未受検者情報の提供と共有	行政・権限移譲市町村データベースを活用
	鹿児島県・権限移譲市町村	業者からの届出情報	行政・権限移譲市町村データベースの業者からの届出情報を鹿児島県浄化槽管理台帳データベースに更新
	業者	法定検査結果	法定検査データベース(共有サーバー)で閲覧可能
鹿児島県・権限 移譲市町村	鹿児島県環境保全協会	改善対象浄化槽、未受検者に対する指導状況の提供と共有	行政・権限移譲市町村データベースを活用
	鹿児島県環境保全協会	保守点検・清掃記録	保守点検データベースを活用

\*使用開始報告書、休止届、再開届、廃止届、管理者変更届、技術管理者変更に関する届出

### 1) 業者による届出と維持管理情報の報告・閲覧

業者による情報伝達は、①書類の届出、②維持管理情報の報告・閲覧がある。

#### ①書類の届出

業者は、使用開始報告書、休止届、再開届、廃止届、管理者変更届、技術管理者変更に関する届出を、オンライン上の規定のフォーマットに入力して行政に提出する。Excel あるいは紙媒体で届け出る場合は、行政が受領し、行政が「行政・権限移譲市町村データベース」に入力する。入力した届出内容は、「行政・権限移譲市町村データベース」に保存され、行政がオンライン上で電子決済を行う。休止届、再開届、廃止届については、業者が当該データベースから様式をダウンロードして管理者に渡している。

#### ②維持管理情報の報告・閲覧

鹿児島県では保守点検と清掃を兼業している業者が大半である。業者からの保守点検・清掃の記録は、保全協会へ提出の後に行政に報告され、「浄化槽情報共有サーバー」内の「保守点検業者データベース」に保存される。保守点検、清掃の記録については、フォーマット

は業者の任意の形式で提出してよいが、保守点検における検査項目は県の要領で主な項目を定めている（水質項目として、pH、DO、残留塩素濃度、透視度、亜硝酸窒素等、点検項目として、使用の状況、躯体・スラブ・マンホール、流入管・放流管、ブロワ・制御機器、流量調整装置、各単位装置等）。

業者は契約している浄化槽であれば保守点検、清掃、法定検査のデータを保守点検業者データベースにアクセスして閲覧することが可能である。

## 2) 保全協会による情報の管理と提供

保全協会は、「浄化槽情報共有サーバー」内の「保守点検業者データベース」にオンラインで提供される業者のデータに対して、保全協会の浄化槽コードを紐づけて管理している。

また、保全協会が法定検査のデータ又は業者から Excel、紙媒体で提出された保守点検及び清掃記録を更新するたびに、「浄化槽情報共有サーバー」内の「法定検査データベース」及び「保守点検業者データベース」にデータを送信することで、行政と保全協会が維持管理情報を共有している。

保全協会は、「法定検査データベース」内の情報を基に改善対象浄化槽（保守点検、清掃、法定検査未実施等）を抽出し、指導対象候補を「行政・権限移譲市町村データベース」に入力し行政に情報提供している。

また、行政が「行政・権限移譲市町村データベース」に入力した、改善対象浄化槽への指導状況、法定検査未受検者への指導状況に関する情報について保全協会が共有できるようになっている。

「行政・権限移譲市町村データベース」内の、業者から報告された使用開始等の登録情報は、行政が受け付けた後、保全協会が保有する「浄化槽台帳データベース」に登録、管理される。また、当該データベースの情報は、「鹿児島県浄化槽管理台帳データベース」に共有される。

## 3) 行政による情報の管理と提供

行政は、「行政・権限移譲市町村データベース」に保存された業者からの各種届出書類の受付や、県浄化槽指導監督要領に基づく、改善対象浄化槽や受検拒否者に対する行政指導を実施している。行政は指導日や指導内容を「行政・権限移譲市町村データベース」に記録する。

改善対象浄化槽と法定検査の未受検者情報、及びそれらの指導状況等については、「行政・権限移譲市町村データベース」を活用して行政、保全協会が情報を共有できる体制となっている。

### 2. 3. 2. 保守点検・清掃業者との協力関係の構築に関連した事項

#### (1) 保守点検・清掃の実施状況に関する情報提供を得るための業者への説明事項

鹿児島県は、法に基づく浄化槽台帳の整備に当たっては、維持管理に必要な情報を収集することは個人情報保護やプライバシー保護の観点において、各自治体が定める条件等を照らした上で可能であると判断しており、情報提供に関しては、令和元年度に係業者が一堂に集まって設置された「あり方検討会」において業者への説明を口頭で行っている。また、鹿児

鳥県浄化槽事務取扱要領では、「設置情報、法定検査の結果、その他浄化槽管理に関する情報を各行政機関、指定検査機関、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者で電磁的記録により共有できる」と規定しているところである。

## （２）業者が情報提供に消極的な場合の事情・理由

業者が情報提供に消極的になる場合の主な要因としては、パソコンやスマートフォンがない等、電子化したシステムへの情報入力ができない環境にあること、情報提供による自社のメリットが感じられないことが挙げられる。特に小規模事業者や高齢の事業主ほど電子化に対する費用対効果を感じられないと推察される。保全協会は平成 30 年にシステムへの情報入力環境がない小規模事業者向けに、維持管理システムを構築している。業者が当該システムを導入するにあたり、ソフト使用料と端末購入が必要となるが、月々の保守料は安価な料金を設定している。

## （３）行政が業者から情報提供の協力を得るために実施した事項

業者から無管理（保守点検・清掃が未実施）浄化槽の情報が提供されれば、その浄化槽に対して行政が行政指導を行う。その結果、保守点検や清掃が適正に行われるようになったことで、業者は契約件数が増え、収入増につながったという事例の紹介を行っている。

### 2. 3. 3. 維持管理情報の活用

行政は、業者から無管理浄化槽情報が提供されることで、

- ①指導すべき浄化槽が明確化し、指導による改善が進む。
- ②業者が契約解除され、保守点検や清掃が行われていない浄化槽は、維持管理に関するデータの更新が停止することになるため、無管理となっていることが早期に把握できる。
- ③「保守点検や清掃は行っているが、設置届の存在が確認できず無届と思われる浄化槽」の把握ができる。

また、行政は、保全協会から市民の苦情内容や事実確認（法定検査の実施に異論はあるが受検はしている等）の情報提供を受け、市民からの苦情対応における参考情報として用いている。

保全協会は 10 人槽以下の家庭槽の浄化槽に対して、法定検査の際に維持管理データを確認できるため、事前に書類検査を実施し、法定検査の外観検査項目を簡略化する効率化検査を導入できている（令和 2 年度より効率化検査を導入）。業者から提供された維持管理情報は、保全協会が特定既存単独処理浄化槽の判定において参考としている。

また、「法定検査データベース」、「保守点検業者データベース」に集約した維持管理情報を基に、保全協会は各型式の処理水 BOD や法定検査の所見等を解析・整理している。保全協会はこれらの解析結果を管理士向けの研修会（自社の管理士の技術向上を目的とした業者からの要請を受けて指定検査機関が実施）等で参考情報として提供しており、業者は各型式における保守点検の留意事項等、業務上の有益な情報を得ることができるようになっている。このように、業者から得た情報を業者にフィードバックするような対応を行っている。

## 2. 3. 4. 業者による保守点検・清掃の記録に関する情報の電子化

鹿児島県では、大部分の業者において「保守点検業者データベース」、「行政・権限移譲市町村データベース」を活用できる電子化の体制（自社システムを所有する等）が整っている。また、一部の業者に対しては保全協会が開発した維持管理システムを提供している。これらにより、鹿児島県ではほぼ全ての業者において保守点検・清掃記録の電子化に対応した状況となっている。

保守点検・清掃記録の電子化により業者が得たメリットとして、紙媒体に比べて作業時間が短縮され、業務の効率化につながっていることが挙げられる。また、業者間で記録票に記入する項目がほぼ統一されることから、各業者の技術レベルの均一化という点でもメリットがあると期待される。

## 2. 3. 5. 電子化に係る補助金・助成金の活用

鹿児島県では、業者に対して経済産業省の IT 導入補助金（第 4 章参照）に係る情報提供を行っている。一部の業者は補助金の助成を受けた実績がある。

## 2. 4. 鳥取県の事例

### 2. 4. 1. 浄化槽台帳システム及び維持管理情報の収集・管理方法

#### （1）鳥取県における浄化槽台帳システムの概要

鳥取県における浄化槽台帳システムの運用体制、情報伝達の概要について図 2-6 と図 2-7 に示す。鳥取県が保有する鳥取県浄化槽台帳システム（一般社団法人全国浄化槽団体連合会がサービス提供しているクラウド型浄化槽台帳システムの「Z-join」を利用）と、鳥取市が保有する鳥取市浄化槽台帳システム（独自のシステム）の 2 つがあり、鳥取市以外の市町村は Z-join を導入している。浄化槽台帳のシステム化に向け、浄化槽台帳部会（県、市町村、鳥取県保健事業団、一般社団法人鳥取県浄化槽協会で構成）を令和 3 年度に立ち上げ、令和 4 年度に台帳の情報を精査し、台帳システムにデータを移行し、令和 5 年度よりシステムを稼働している。

保守点検と清掃の記録について、業者からは紙媒体あるいは Excel で収集している。Excel については、鳥取県・鳥取市が浄化槽コードを含めた統一様式を作成し、市町あるいは県の出先機関である中部・西部総合事務所（以下、「総合事務所」という。）から業者に配布されている。報告様式を統一することにより、県内全ての自治体において、同じ水準の維持管理情報の把握が可能になる。また、実績報告を電子化することにより、浄化槽台帳システムへのデータの入力省力化されるとともに、正確なデータを台帳へ反映することが可能となる。令和 7 年度からは、全業者から Excel にて収集することにしており、将来的には業者がモバイル端末に保守点検、清掃のデータを入力し、インターネットサーバーを経由して鳥取県浄化槽台帳システムあるいは鳥取市浄化槽台帳システムに情報を提供することも検討している。鳥取県、鳥取市及び権限移譲 11 市町は、当初、公益財団法人鳥取県保健事業団との間で別々の浄化槽コードを保有していたが、現在は総合事務所、鳥取市及び権限移譲 11 市町において浄化槽台帳登録情報の精査を行い、両者の浄化槽コードを突合せたうえで業者と浄化槽コードを共有している（契約業者が変更した場合、県は浄化槽コードを改めて突

合する必要がある)。これにより各浄化槽の維持管理情報の把握がより正確にできるようになっている。法定検査情報については、権限移譲している市町は浄化槽台帳システムに入力できるが、権限移譲していない町村分は総合事務所が鳥取県浄化槽台帳システムに入力している(図2-8)。

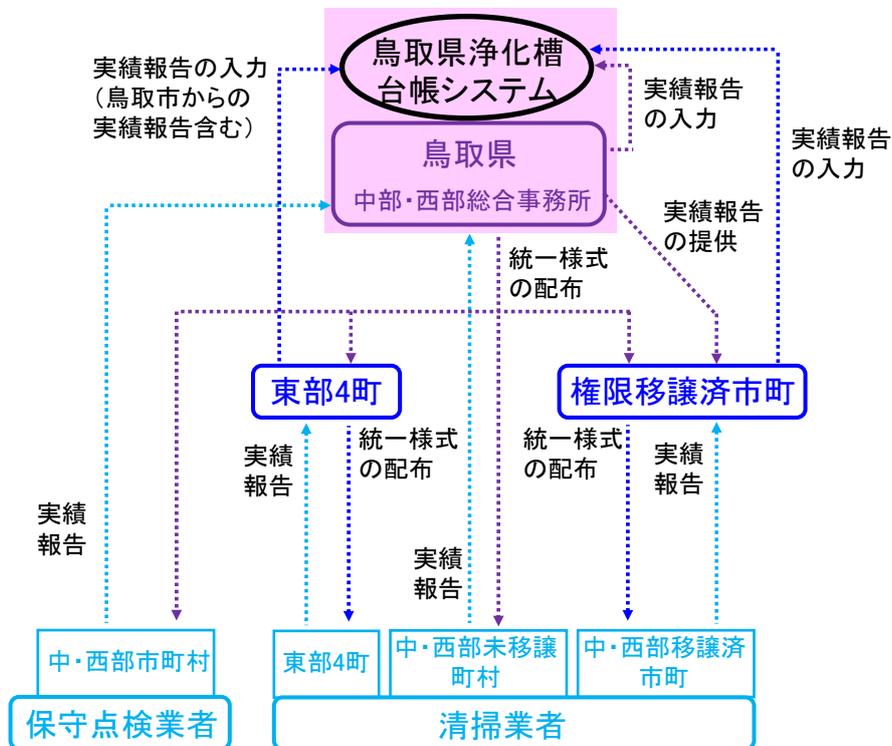


図 2-6 保守点検・清掃の実績報告に係る鳥取県浄化槽台帳システムの運用体制の概要

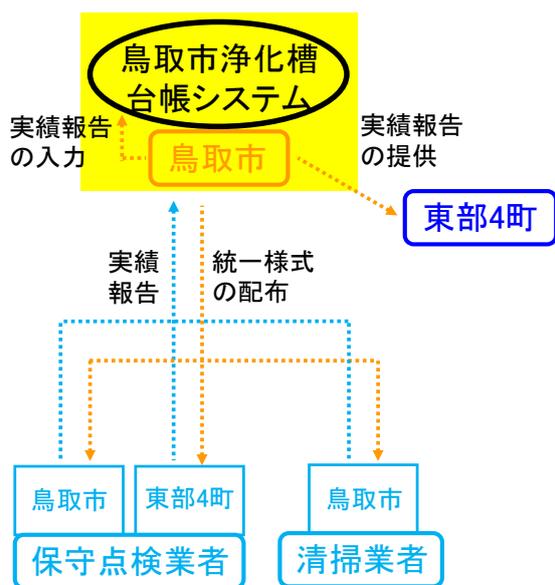


図 2-7 保守点検・清掃の実績報告に係る鳥取市浄化槽台帳システムの運用体制の概要

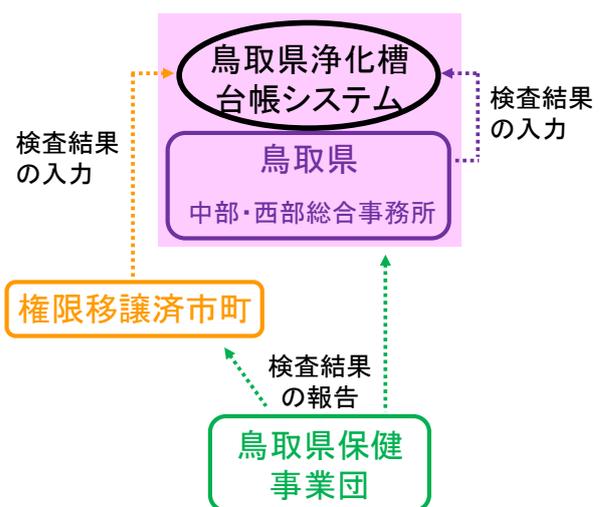


図 2-8 法定検査結果報告に係る鳥取県浄化槽台帳システムの運用体制の概要

## (2) 維持管理情報の収集、管理方法

鳥取県における維持管理情報の情報伝達に関し、項目、提供者、提出先について表 2-4 にまとめた。業者、市町村、鳥取県における情報伝達の詳細は以下のとおりである。

表 2-4 鳥取県における維持管理情報の伝達の概要

提供者	提供先	項目	備考
保守点検業者・清掃業者	鳥取県(中部・西部総合事務所)、権限移譲済市町(鳥取市含む)	保守点検・清掃実績	提出先は、各業者が設置された市町村により異なる(図2-6及び図2-7参照)
鳥取県保健事業団	鳥取県(中部・西部総合事務所)、権限移譲済市町(鳥取市含む)	法定検査結果	権限未移譲町村分は、鳥取県(中部・西部総合事務所)に提出
	鳥取市浄化槽台帳システム	保守点検・清掃実績、 法定検査結果	
鳥取市	東部4町	保守点検実績	
	鳥取県保健事業団	浄化槽コード	設置届のあった浄化槽へ付与するコード番号
	鳥取県浄化槽台帳システム	保守点検・清掃実績、 法定検査結果	
権限移譲市町	鳥取県保健事業団	浄化槽コード	設置届のあった浄化槽へ付与するコード番号
	鳥取県浄化槽台帳システム	保守点検・清掃実績、 法定検査結果	権限未移譲町村分
鳥取県	権限移譲市町 (鳥取市、東部4町を除く)	保守点検実績	
	鳥取県保健事業団	浄化槽コード	設置届のあった浄化槽へ付与するコード番号

### 1) 業者による維持管理情報の報告

業者は、1年に1回、鳥取県・鳥取市が作成した既定のフォーマットの Excel あるいは紙媒体により保守点検、清掃の実績報告を行う。各業者の保守点検・清掃の実施報告は、業者の設置された地域により、鳥取市、東部4町、移譲済市町、総合事務所と報告先が異なっている(図2-6と図2-7)。

鳥取県浄化槽台帳システムは LG-WAN を使用した Z-join であるため、業者は台帳内の維持管理情報を閲覧することができない。鳥取市浄化槽台帳システムにおいても同様に、業者は台帳内の維持管理情報を閲覧することができない。

### 2) 市町村による情報の管理と提供

鳥取市、東部4町、権限移譲済市町は、それぞれの所轄の業者に対し、統一様式の Excel を配布するとともに、業者から保守点検・清掃の実績報告を受けて、浄化槽台帳システムの内容と間違いがないか確認している(図2-6と図2-7)。鳥取市は保守点検・清掃の実績報告

を鳥取市浄化槽台帳システムに入力・管理しており、システム内の情報の整理、突合等は市職員が作業している。また、東部 4 町は鳥取市から保守点検の実績報告を受領、権限移譲済市町は総合事務所から保守点検の実績報告を受領し、清掃の実績報告と合せて鳥取県浄化槽台帳システムに入力している。

権限移譲市町は鳥取県保健事業団から法定検査結果を受領する。権限移譲済市町は検査結果を鳥取県浄化槽台帳システムに入力し、権限未移譲町村分は総合事務所が法定検査結果を受領し、検査結果を鳥取県浄化槽台帳システムに入力している（図 2）。

### 3) 鳥取県による情報の管理と提供

鳥取県浄化槽台帳システムにおける権限未移譲町村分のデータ入力、整理、突合等は県職員が自ら作業している（権限移譲済市町はデータ入力、整理、突合等は自ら作業している。）。県内には令和 4 年度末で 24,786 基の浄化槽が設置されており、維持管理の実績として保守点検は約 20,000 基、清掃は約 12,000 基、11 条検査は約 14,000 基実施している。浄化槽の約 4 割は米子市（権限移譲市）に存在しており、3 人程度の職員で対応している。その他の権限移譲市町では、市では 2～3 人、町村では 1 人程度で対応している。浄化槽台帳システムへのデータ入力の頻度として、保守点検・清掃は 1 年に 1 回、法定検査は 1 カ月に 1 回であるが、今後は埼玉県の実例を参考に、実績報告に「集約システム（仮称。一般社団法人全国浄化槽団体連合会が提供するシステム）」等を導入することを検討している。導入に伴い、業者からはデータ更新の都度にデータが提出されることとなる。

法定検査未受検対策として、今後、行政側から業者へ法定検査未受検の管理者情報を提供し、受検勧奨していただくといった協定を鳥取県浄化槽協会と締結できないか調整を行っている。

## 2. 4. 2. 保守点検・清掃業者等との協力関係の構築に関連した事項

### (1) 保守点検・清掃の実施状況に関する情報提供を得るための業者への協議事項

個人情報の取り扱いの観点から、従来、自治体と業者との浄化槽コードの共有が困難であった。令和 5 年 4 月に施行された個人情報保護法の改正に基づき、浄化槽コードの提供等は、利用目的や記録情報の提出先を明記して公表することで目的内利用となり、提供可能となったことを受けて、令和 5 年度に自治体と業者との浄化槽コードの紐づけ作業を実施した。

保守点検、清掃の実績報告に係る体制や報告に用いる Excel の様式については、浄化槽台帳部会（県、権限移譲市町、鳥取県保健事業団、一般社団法人鳥取県浄化槽協会）で協議した上で決定した。

### (2) 業者が情報提供に消極的な場合の事情・理由

業者が情報提供に消極になる場合の主な要因としては、パソコンやスマートフォンがない等、電子化したシステムへの情報入力ができないことが挙げられる。なお、令和 5 年度に県が主催した、維持管理情報の報告の電子化に係る説明会において、業者からは顧客情報を社外に提出することに対する抵抗感や業務の負担が増える等の反対意見はなかった。

### （３）鳥取県が業者から情報提供の協力を得るために実施した事項

鳥取県の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例において、保守点検業者は、清掃未実施の浄化槽について浄化槽管理者が清掃を委託している場合にあつては、保守点検を行うたびに委託を受けている清掃業者に報告することとしている。これにより、清掃業者は清掃件数が増え、収入増につながるということが期待されるというメリットがあることを説明している。

#### ２．４．３．維持管理情報の活用

鳥取県では、収集した維持管理情報を保守点検・清掃未実施、あるいは法定検査未受検の浄化槽の抽出及び行政指導に活用している。令和５年度において、保守点検又は清掃については２２件（保健所設置市では３３件）、定期検査についての勧告及び命令は５,６９７件（保健所設置市では１,３３８件）、設置後の水質検査についての勧告及び命令は、保健所設置市で３件実施している。

保守点検業者あるいは清掃業者に対しては、作業を行った浄化槽が特定既存単独処理浄化槽に該当する可能性があるかと判断された場合、実績報告用 Excel の備考欄にその旨記載してもらうこととしている。

#### ２．４．４．業者による保守点検・清掃の記録に関する情報の電子化

鳥取県では、９割程度において紙媒体で保守点検・清掃の記録を行っており、電子化に対応した業者は少ない状況である。とくに個人経営あるいは浄化槽協会会員以外の業者による電子化の導入は進んでいない状況である。電子化に対応した業者は主に Excel、会社独自にシステムを作成、あるいは民間企業が提供・販売する維持管理情報システムを活用しており、モバイル端末を活用している業者もいる。電子化によって業務の効率化（作業時間の節約等）、業務の品質向上（確認漏れの低減等）を実感する業者が多い。

顧客情報や保守点検・清掃の記録の電子化にあたり課題となったことは、①電子化に必要なコスト、②紙媒体で管理している情報をシステムに入力して電子データに移行させる作業の時間、③電子化における社内教育、④顧客管理情報を営業活動に活用する方法の検討があげられる。これらの課題解決に向け、i)電子化に係る補助金・助成金の活用、ii)システム運用等に精通した技術者等による講義の受講等、iii)システム運用等の知識を有する者の雇用、iv)専門業者へ委託する等の対応を行っている。

#### ２．４．５．電子化に係る補助金・助成金の活用

鳥取県では、業者のデジタル化に向けた補助金制度として「鳥取県版経営革新総合支援事業」（既に事業廃止）があり、令和６年度では「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」を導入している（第４章参照）。一部の業者では補助金制度が導入される、あるいは活用する前に電子化を行ったため、補助金制度を活用していない事例もある。

## 2. 5. 岐阜県の事例

### 2. 5. 1. 浄化槽台帳システム及び維持管理情報の収集・管理方法

#### (1) 岐阜県における浄化槽台帳システムの概要

岐阜県における浄化槽台帳システムの運用体制、情報伝達の概要について図 2-9 に示す。岐阜県では、岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会（岐阜県浄化槽保守点検業協同組合、岐阜県環境整備事業協同組合、岐阜県管設備工業協同組合、一般財団法人岐阜県環境管理技術センター（以下、「技術センター」という。）で構成。以下、「らくらく協議会」という。）が運用する浄化槽一元管理システムと、岐阜県が運用する環境省版浄化槽台帳システムがある。

浄化槽一元管理システムは、i)浄化槽電子カルテシステム、ii)法定検査システム、iii)浄化槽維持管理状況行政閲覧システムから構成され、岐阜県内に設置されている浄化槽の維持管理の実態を把握し、適正な維持管理を推進することを目的としている。保守点検・清掃・法定検査データはらくらく協議会で集約され、維持管理状況行政閲覧システムに共有される。浄化槽維持管理状況行政閲覧システムでは、過去の維持管理情報を記録しており、毎月 2 回更新している。岐阜県、市町村は浄化槽維持管理状況行政閲覧システム内のデータが閲覧できる。上記 3 つのシステムは、同一の民間システム会社が管理（サーバー維持、プログラム修正、バックアップ）を委託されている。

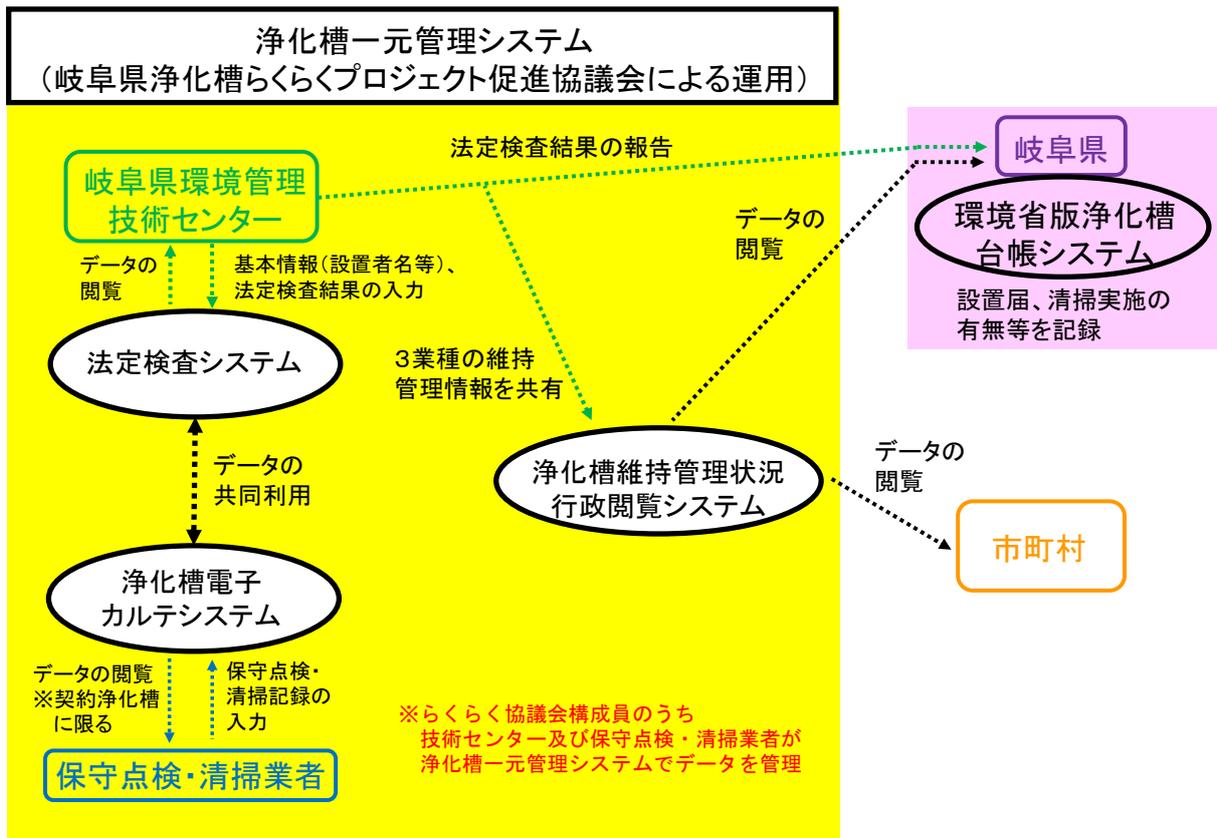


図 2-9 岐阜県における浄化槽台帳システムの運用体制の概要

岐阜県が保有する環境省版浄化槽台帳システムでは維持管理情報の項目は少ないため、詳細情報を把握したい場合は、浄化槽維持管理状況行政閲覧システム内のデータを確認している。環境省版浄化槽台帳システムへのアクセス権限は県職員のみ有しており、それ以外の者は閲覧できない。

## (2) 維持管理情報の収集、管理方法

岐阜県における維持管理情報の情報伝達に関し、項目、提供者、提出先について表 2-5 にまとめた。業者、技術センター、岐阜県における情報伝達の詳細は以下のとおりである。

表 2-5 岐阜県における維持管理情報の伝達の概要

提供者	提供先	項目	備考
保守点検業者・清掃業者	らくらく協議会	保守点検・清掃記録	浄化槽電子カルテシステムで入力。契約浄化槽であればデータの閲覧が可能
岐阜県環境管理技術センター	らくらく協議会	基本情報(設置者名等)、法定検査結果	法定検査システムで入力
	岐阜県	法定検査結果	CSV形式で電子メールにより送付
らくらく協議会	岐阜県、市町村	行政閲覧システム内の維持管理情報	行政閲覧システム内データの閲覧。市町村は自らの区域のデータのみ閲覧

### 1) 業者による情報の報告

業者は、保守点検と清掃の情報について、現場でモバイル端末を活用して浄化槽電子カルテシステムに記録しているため、紙媒体は使用していない。業者は、自社が担当する浄化槽について浄化槽一元管理システムを利用することにより、過去の維持管理状況を素早く参照可能であるとともに三業種による維持管理情報も把握できるため、業務の効率化が図られる。なお、各業者は、契約浄化槽に限って浄化槽一元管理システム内のデータを閲覧できる。

### 2) 技術センターによる情報の報告と提供

技術センターは法定検査システムにより、基本情報(設置者等の氏名、住所、使用開始日、浄化槽の型式等)、法定検査結果を報告する。集約した法定検査結果は、法定検査システム、行政閲覧システムに保存される。また、法定検査結果は CSV に変換し、電子メールで岐阜県に送付している。岐阜県では、①技術センターが県内唯一の指定検査機関として法定検査に係る契約を締結していること、②岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会個人情報保護方針に共同利用として規定しているため、技術センターは浄化槽一元管理システム内の全てのデータを閲覧できる。

### 3) 岐阜県による情報の管理と提供

岐阜県では、設置届は全て紙媒体で提出されており、県職員が環境省版浄化槽台帳システムに入力して電子化し、管理している。また、技術センターから CSV 形式で提供された法定検査結果を環境省版浄化槽台帳システムに取り込むが、取り込む過程で環境省版浄化槽台

帳システムを活用して、設置届や法定検査結果等を集約している。データの取り込み・集約は当該システムの保守・メンテナンスに合わせて1か月に1回の頻度で行われている。

岐阜県は浄化槽一元管理システム内の全てのデータを閲覧できる。なお、市町村は自らの区域のデータのみ閲覧できる。県への法定検査結果の提供に係る個人情報保護については、県として「浄化槽法定検査実施要領」を定め、個人情報の取り扱いを規定して対応している。

#### 2. 5. 2. 保守点検・清掃業者との協力関係の構築に関連した事項

岐阜県では昭和 63 年から、らくらく協議会の主導により「らくらく一括契約」を実施しており、県・市町 HP 等においても「らくらく一括契約」の周知・紹介を行っている。保守点検、清掃、法定検査について一括して契約することで、浄化槽管理者にとっての利便性が高まり、維持管理の強化及び水質改善、受検率の向上に寄与したと考えられる。業者としても、他業種との連携が強化された、契約浄化槽の管理をしやすくなった、安定した仕事を得ることに繋がったとの利点がある。また、他業種連携により、既設の無届浄化槽を年間数件把握することに寄与している。

保守点検、清掃に関する詳細情報を関係者が閲覧できるようにすることも踏まえ、岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会個人情報保護方針に共同利用として規定している。また、らくらく一括契約の書類には、個人情報の取り扱いについての説明を記載している。

#### 2. 5. 3. 維持管理情報の活用

岐阜県の現地機関である県事務所は、11 条検査結果から漏水等の異常がある浄化槽に対し、文書により不具合を改善するよう指導している。また、悪臭がする等の苦情がある浄化槽について、浄化槽維持管理状況行政閲覧システム内の維持管理情報や処理水質データを立入指導等の参考として活用している。

#### 2. 5. 4. 業者による保守点検・清掃の記録に関する情報の電子化

業者は、浄化槽電子カルテシステムによる保守点検・清掃記録の報告を行うため、パソコンやモバイル端末を保有・活用するなど電子化を進め、業者の記録用紙の保存と行政への報告は、すべて電子化されている。また、当該システムでは 2023 年 10 月から管理者に対し記録票をメールで配信できるようになり、現時点で約 50%はメール配信となるなど、更なる電子化に努めている。

#### 2. 5. 5. 電子化に係る補助金・助成金の活用

岐阜県では従来から維持管理情報の収集について電子化の対応を進めており、業者においても改めて IT 補助金等を得る必要はないと考えられる状況にある。

## 2. 6. 埼玉県事例

### 2. 6. 1. 浄化槽台帳システム及び維持管理情報の収集・管理方法

#### (1) 埼玉県における浄化槽台帳システムの概要

埼玉県では、大別して以下の浄化槽台帳システムに分類される。

##### ①埼玉県が保有する浄化槽台帳システム

埼玉県は、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が作成しているシステムである「Z-join」を浄化槽台帳システムとして運用している。また、埼玉県は県内 63 市町村のうち 31 市町村分の台帳作成の事務を行っている（図 2-10）。

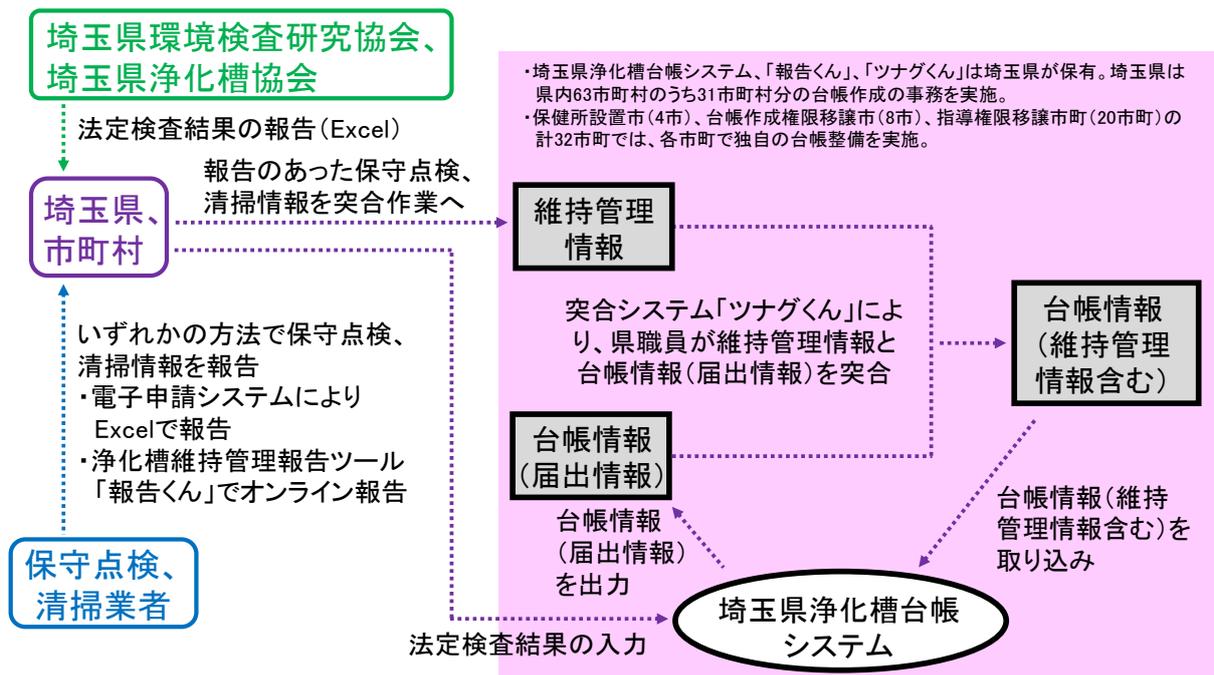


図 2-10 埼玉県における浄化槽台帳システムの運用体制の概要

##### ②一部市町が保有する浄化槽台帳システム

保健所設置市（4 市）、台帳作成権限移譲市（8 市）、指導権限移譲市町（20 市町）の計 32 市町では、各市町で独自の台帳整備を行っている。

本節では、①埼玉県が保有する浄化槽台帳システムの運用体制、情報伝達の概要について紹介する。

埼玉県では令和 2 年度の改正浄化槽法で台帳整備が義務化されたことに伴い、埼玉県浄化槽適正処理促進協議会での検討を踏まえ、「浄化槽維持管理情報自動集約システム」を構築した。本システムにより、紙媒体で顧客情報を管理している維持管理業者でもモバイル端末あるいはパソコンにより浄化槽維持管理情報報告ツール「報告くん」を用いた電子データでの情報提供が可能となった。また、電子データで顧客を管理している維持管理業者のため、Excel による情報提供も可能となっている。

埼玉県に報告されたデータのうち指導・台帳権限委譲市のデータについては、LG-WAN 掲

示板機能を利用して市町村に配布・共有している。

報告くんで提供された情報は緯度経度情報で、Excel で提供された情報は住所・管理者情報等で台帳情報と突合する。突合は突合システム「ツナグくん」を用いて行い、台帳に維持管理情報を取り込んでいる。

## (2) 維持管理情報の収集、管理方法

埼玉県における維持管理情報の情報伝達に関し、項目、提供者、提出先について表 2-6 にまとめた。業者、指定検査機関、埼玉県における情報伝達の方法及び内容の詳細は以下のとおりである。

表 2-6 埼玉県における維持管理情報の伝達の概要

提供者	提供先	項目	備考
保守点検業者・清掃業者	埼玉県あるいは市町村	保守点検・清掃情報	以下いずれかの方法で提供。 ・電子申請システムによりExcelで報告 ・浄化槽維持管理情報報告ツール「報告くん」によりオンラインで報告
	保健所設置市	保守点検情報	保健所設置市内で保守点検を実施し、Excelで報告する場合
埼玉県環境検査研究協会、埼玉県浄化槽協会	埼玉県	法定検査結果	Excelで報告

### 1) 維持管理情報の報告・突合システム

#### a) 保守点検・清掃情報の報告方法（報告くん）

「報告くん」は保守点検・清掃実施の度にモバイル端末あるいはパソコンによりオンラインで報告するシステムである。報告項目は、位置情報（緯度・経度）、浄化槽の種類（単独あるいは合併）、浄化槽管理番号（業者がつける任意の番号）、実施日、業者名、報告種別（保守点検のみ、清掃のみ、保守点検・清掃両方）、清掃の種類（清掃時のみ。通常、休止、廃止のいずれか）である。

「報告くん」による報告のメリットは、顧客情報を紙媒体で管理している（電子で管理していない）場合でも、モバイル端末等があれば電子データで報告できることにある。デメリットとしては、インターネット回線を活用しているため、個人情報保護の観点から報告する項目が限られることである。

#### b) 保守点検・清掃情報の報告方法（Excel）

規定の報告様式に指定されている項目を記載した Excel により、1 か月に 1 回、電子申請システムを用いて報告する方法であり、顧客情報を電子で管理している業者を対象としている。報告の必須項目は、実施日、業者名、浄化槽管理番号（業者がつける任意の番号）、浄化槽の種類（単独あるいは合併）、浄化槽の住所、管理者氏名（保守点検の場合は任意）である。また、任意項目は業者番号、人槽、地番、清掃の種類（清掃報告のみ）、汚泥量（清掃報告のみ）、設置者氏名、設置者電話番号、管理者電話番号、使用者指名、使用者電話番号である。

Excel による報告のメリットは、電子の顧客情報を転記するだけで報告可能であり、作業が容易となりやすいことにある。課題は、業者間で住所表記が統一されていない場合（数字の半角・全角、1 丁目 2 番地あるいは 1-2 等）があり、修正を要する場合もあることである。

### c) 突合システム「ツナグくん」

「ツナグくん」はネットワーク不要のスタンドアロン型突合システムである。突合の手順は、①データ取込、②突合作業、③データ出力である。①データ取込では、突合作業に必要な維持管理情報（業者から報告を受けたもの）と台帳情報（届出情報）を取り込む。②突合作業には自動突合と手動突合があり、自動突合では「業者名」、「業者独自の浄化槽番号」、「住所」、「位置情報の周囲 5m 以内」について、業者が報告した情報と台帳情報と一致しているかどうかを確認している。手動突合では、業者から報告された保守点検あるいは清掃情報を検索し、台帳情報と突合して、住所等の各項目の突合率を確認しながら、突合対象となる台帳情報を手動で選定する方法である。③データ出力では、台帳情報と突合した維持管理情報を Z-join に取り込める形式で出力している（Z-join 以外の台帳でも突合のうえ取り込むことは可能）。

突合において、浄化槽台帳内の住所情報が古いと突合できないことがある。そのため、埼玉県は令和 6 年度に浄化槽台帳内の住所情報を最新の住居表示に変換する業務、変換後の台帳情報と清掃情報を突合する業務を民間業者に委託している。

## 2) 業者による維持管理情報の報告

上記 1) a)、b) で示したように、業者は「報告くん」あるいは Excel により保守点検・清掃情報を報告する。

埼玉県の浄化槽台帳システムは LG-WAN を使用した Z-join であるため、業者は台帳内の維持管理情報を閲覧することができない。

## 3) 指定検査機関による情報の提供

指定検査機関である一般社団法人埼玉県環境検査研究協会、一般社団法人埼玉県浄化槽協会は、法定検査結果を 1 か月に 1 回の頻度で Excel により県に提出している。また、いずれの機関も Z-join にアクセスできる権限を有していないため、浄化槽台帳システム内の情報を閲覧することはできない。

指定検査機関は、新規の届出の電子化の委託や、7 条検査と新規設置等された浄化槽情報を突合する業務を埼玉県より委託している。

## 4) 埼玉県による情報の収集と管理

県職員は、業者から報告を受けた保守点検・清掃情報を「ツナグくん」で突合のうえ、浄化槽台帳システムに移行、取込している。また、県職員は指定検査機関より提出のあった法定検査結果の Excel データを浄化槽台帳システムに入力している。

2020 年に施行された改正浄化槽法 49 条 2 項を根拠として業者に保守点検・清掃情報の報告を求めている。

## 2. 6. 2. 保守点検・清掃業者等との協力関係の構築に関連した事項

### (1) 保守点検・清掃の実施状況に関する情報提供を得るための業者への説明事項

埼玉県は報告の電子化を開始する際、業者向けの説明会を実施した。説明会では、浄化槽台帳の整備により、維持管理未実施の浄化槽が明確化され、県から浄化槽管理者への指導により、業者の契約件数が増えることが期待される旨の説明を行った。その後も浄化槽管理士研修会等で電子化に係る説明を行っており、業者からの情報提供への協力をお願いしている。

### (2) 業者が情報提供に消極的な場合の事情・理由

電子化に係る説明会では、業者からは報告に係る作業負担の増加等を懸念する意見があった。具体的には、電子化以前には年間の点検基数のみ保守点検業者から県に報告していたが、電子化の導入により、管理者名や点検日等、報告項目が増えることで負担が増加するといったものである。規模の大きな保守点検業者では報告の様式に合わせて自社システムの改修を行ったという例もあるが、システム改修の費用が発生すること、報告様式に合わせたデータ加工に手間がかかること、電子申請システムでの報告に不慣れで心理的ハードルがあることなどが懸念要因と考えられる。

### (3) 埼玉県が業者から情報提供の協力を得るために実施した事項

埼玉県内には約 47 万基の浄化槽が存在し、維持管理のデータを集めると年間約 200 万件分のデータを扱わなければならないことから、埼玉県では業者からの紙媒体による保守点検・清掃情報の提出は受け付けていない。そこで、紙媒体で顧客情報管理をしている業者（県全体の約 480 業者の 1～2 割程度）向けに「報告くん」を作成し、紙媒体を使用する業者からも保守点検・清掃情報が収集できるようにした。

## 2. 6. 3. 維持管理情報の活用

維持管理情報の収集により、例えば清掃情報が長年更新されない浄化槽に対して廃止・休止の判断ができる等、維持管理情報の有無で台帳内の廃止情報を絞り込めると期待している。今後は、法定検査未受検者の抽出及び通知、あるいは保守点検・清掃・法定検査結果を基に特定既存単独処理浄化槽の判定における参考情報として活用することを検討している。

## 2. 6. 4. 業者による保守点検・清掃の記録に関する情報の電子化

図 2-10 や 2. 6. 1. (2) で示したように、埼玉県では業者からの保守点検・清掃情報の報告は Excel あるいは「報告くん」で受け付けているが、報告基数は Excel が約 9 割、「報告くん」が約 1 割である。業者からは、「報告くん」の活用が従業員の業務管理にも役立つとの意見がある。

## 2. 6. 5. 電子化に係る補助金・助成金の活用

埼玉県は、「報告くん」、「ツナグくん」の開発に係る委託費用を確保するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。

### 3. 電子化した浄化槽台帳の活用に向けた自治体と業者の検討事項と対応例

#### 3. 1. 浄化槽台帳の整備、維持管理情報の収集と活用に向けた作業フローと留意事項

浄化槽台帳の整備及び維持管理情報の収集と活用に向けて、自治体と業者において想定される作業フロー例を図3-1に示す。当該フロー例は、浄化槽台帳システムの選定・開発及びその運用方法の決定までの流れ、浄化槽台帳システムの運用開始までの流れ、に分類し、それぞれ3. 1. 1. 及び3. 1. 2. に示す。

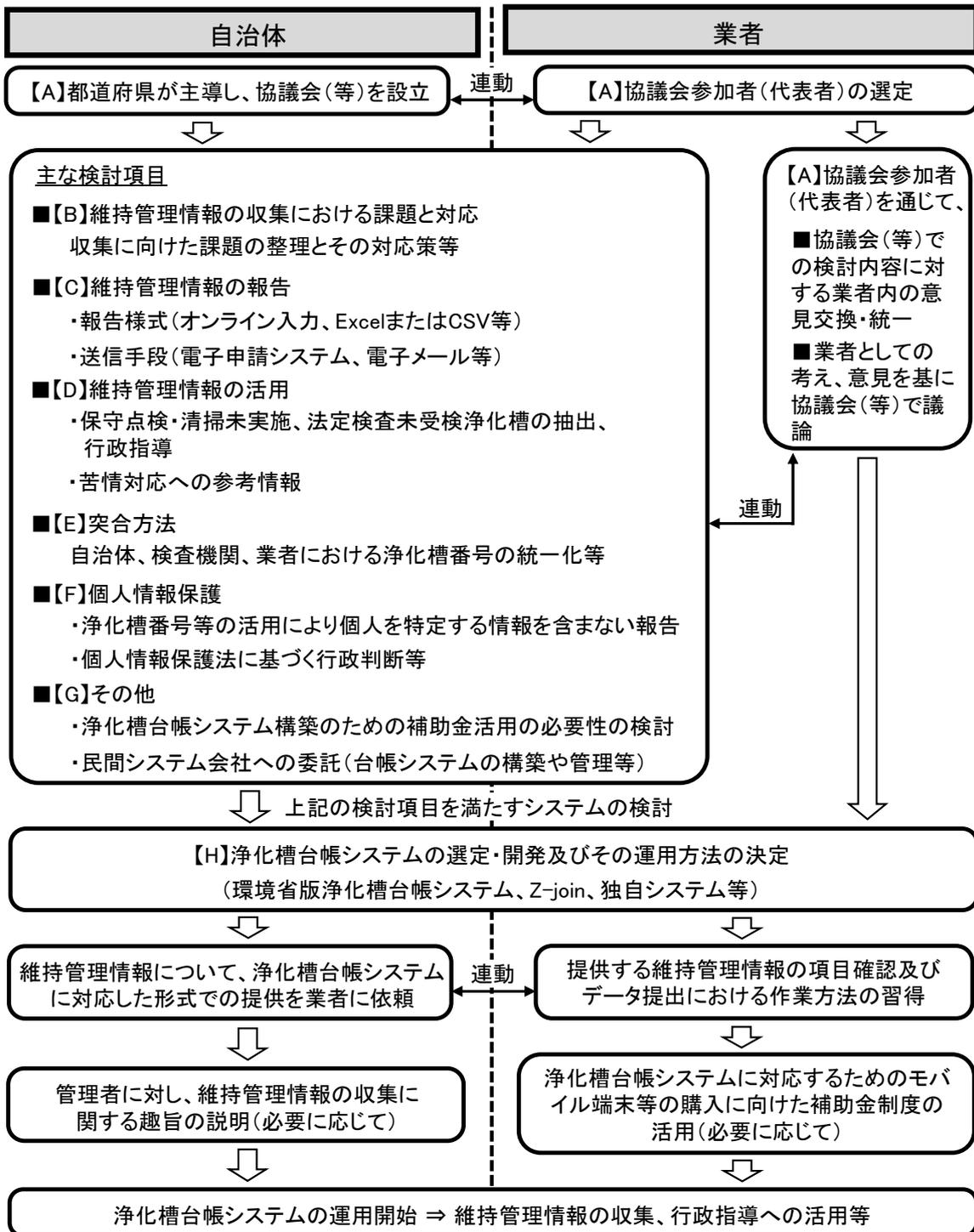


図3-1 浄化槽台帳の整備、維持管理情報の収集と活用に向けた作業フロー例

### 3. 1. 1. 浄化槽台帳システムの選定・開発及びその運用方法の決定までの流れ

図 3-1 中の【A】～【H】に関する項目について、自治体と業者の検討事項及び留意事項を以下に示す。

#### 【A】協議会（等）の設立

浄化槽台帳の整備及び維持管理情報の収集と活用に向けては、都道府県内のルールや運用を統一し、適正化することが重要である。このため、都道府県が主導して協議会（等）を設立することが望ましい。協議会（あるいは、協議会に準ずる会議等。以下「協議会（等）」という。）は、維持管理情報の収集に係る台帳システムの選定、報告事項、報告方法等について意見統一、決定を行うための場として不可欠である。

協議会（等）の主な構成員は、都道府県、市町村、指定検査機関、保守点検・清掃業に係る関係団体が想定されるが、地域の実情等を考慮して構成員を選定することとする。

業者は、協議会（等）にあたり参加者（代表者）を選定する。参加者（代表者）は協議会で検討されている内容に対して業者の意見を統一し、協議会（等）において業者としての考えを基に議論を行いながら、自治体・業者間の連携を図る。

#### 【B】維持管理情報の収集における課題と対応

##### （1）業者におけるメリットの説明

保守点検・清掃の実施に関する情報を収集するには、業者の理解と協力が不可欠である。第 2 章で整理した調査対象県の事例について、自治体から業者への主な説明事項を表 3-1 に示す。業者からの保守点検・清掃実施の報告に基づき自治体において保守点検・清掃未実施の浄化槽を把握できれば、自治体は管理者に対して行政指導を行うことができる。指導により適正な保守点検・清掃が実施されるようになれば、業者は契約件数の増加が期待される等の説明が想定される。

##### （2）業者における電子化への対応

調査対象県における電子化の状況、電子化への課題・対応等について表 3-2 に示す。保守点検・清掃情報の電子化に向けた主な課題は以下のとおりである。

①パソコンやモバイル端末を所有していない。また、それらを購入する費用が負担となる。

②台帳システムへの報告に係る作業負担の懸念。

これらの課題への対応策の例は以下のとおりである。

i) IT 化に係る補助金の活用（第 4 章を参照）。また、自治体が補助金制度について業者に情報提供を行う。

ii) 自治体がオンライン報告システムを開発し、業者に提供する。

iii) 業者の作業負担を軽減するため、報告の項目数や内容等についてできるだけ限定する（項目の検討については、令和 7 年 3 月に環境省が公表する「浄化槽管理者への維持管理に関する指導・助言マニュアル」を参照されたい）。

表 3-1 調査対象県における維持管理情報の収集に係る業者への説明・実施事項

業者から維持管理情報の提供を得るための説明・実施事項	
徳島県	<p>■徳島県環境技術センターから業者に対し、電子化を進めることで維持管理情報を一元化でき、<u>突合等が効率的かつ正確に実施・管理</u>できることを説明</p> <p>■電子化が進み保守点検、清掃未実施の浄化槽の抽出が容易に実施できるようになれば、<u>維持管理が不十分な浄化槽に対する行政指導の促進</u>が期待されることを説明</p>
鹿児島県	<p>■業者から無管理(保守点検・清掃が未実施)の浄化槽の情報が提供されれば、県や行政が行政指導を行う。その結果として保守点検や清掃が適正に行われるようになり、<u>業者の仕事が増え、収入増につながった</u>との事例を業者に説明</p> <p>■保全協会は台帳システムへの<u>情報入力環境がない小規模事業者向けに維持管理システムを構築</u>し、業者に安価な料金で提供</p>
鳥取県	<p>■鳥取県では浄化槽保守点検業者の登録に関する条例において、<u>保守点検業者は、清掃未実施の浄化槽について浄化槽管理者が清掃を委託している場合にあっては、保守点検を行うたびに委託を受けている清掃業者に報告することとしている</u>。これにより、<u>清掃業者は清掃件数が増え、収入増につながる</u>というメリットがあることを説明</p>
岐阜県	<p>■岐阜県は、<u>保守点検、清掃情報について岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会が運用する浄化槽一元管理システム内の「浄化槽維持管理状況行政閲覧システム」を閲覧・確認</u>できる</p>
埼玉県	<p>■2020年に施行された改正浄化槽法49条2項を根拠として業者に保守点検・清掃情報の報告を依頼</p> <p>■埼玉県から業者に対し、浄化槽台帳の整備により、維持管理未実施の浄化槽が明確化され、県から浄化槽管理者への指導により、<u>業者の契約件数が増える</u>ことが期待される旨を説明</p> <p>■埼玉県が「報告くん」を作成し、保守点検・清掃記録について紙媒体を使用する業者からも収集できる体制を構築</p>

表 3-2 調査対象県における電子化の状況と課題、対応策等

	業者が維持管理情報の提供に消極的となる事情・理由	電子化に向けた主な課題	電子化に向けた課題解決のための検討案・実施事項	電子化による業者のメリット
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パソコンやモバイル端末等を所有していないため、電子化した台帳システムに対応不可</li> <li>■台帳システムの活用に係る作業負担の懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■QRコードを活用するためのモバイル端末の導入に係るコスト</li> <li>■従来の紙媒体から電子データに変換・移行する作業や電子化したシステムの活用に関する社内教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■システム運用等の知識を有する者の雇用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■紙媒体に比べて作業時間が短縮され、業務が効率化</li> <li>■確認漏れの低減等、業務の品質向上</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パソコンやモバイル端末等を所有していないため、電子化した台帳システムに対応不可</li> <li>■維持管理情報の提供による業者のメリットを感じない、電子化に対する費用対効果を感じられない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■小規模事業者や高齢事業者等、電子化していない業者への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■鹿児島県環境保全協会は台帳システムへの情報入力に対応できない小規模事業者向けに維持管理システムを構築し、業者に安価な料金で提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■紙媒体に比べて作業時間が短縮され、業務が効率化</li> <li>■確認漏れの低減等、業務の品質向上</li> <li>■業者間で記録票に記入する項目がほぼ統一されるため、各業者の技術レベルが均一化</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パソコンやモバイル端末等を所有していないため、電子化した台帳システムに対応不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電子化に係るコスト</li> <li>■紙媒体から電子データへの変換に要する作業時間</li> <li>■電子化における社内教育</li> <li>■電子化した顧客管理情報を永劫活動に活用する方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電子化に係る補助金・助成金の活用</li> <li>■システム運用等に精通した技術者等による講義の受講等</li> <li>■システム運用等の知識を有する者の雇用</li> <li>■システム専門業者へ委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■紙媒体に比べて作業時間が短縮され、業務が効率化</li> <li>■確認漏れの低減等、業務の品質向上</li> </ul>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■業者は従来から維持管理情報の提供について電子化を進めており、維持管理情報の記録用紙の保存、行政への報告はすべて電子化できている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保守点検・清掃記録票の統一化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「浄化槽一元管理システム」の構築と運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■紙媒体に比べて作業時間が短縮され、業務が効率化</li> <li>■確認漏れの低減等、業務の品質向上</li> <li>■経費の削減</li> </ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■電子化した台帳システムでの報告に係る作業・コスト負担の懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■紙媒体を使用する業者の電子化に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■埼玉県は紙媒体を使用する業者からも保守点検・清掃情報が収集できるように「報告くん」を導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「報告くん」の活用は業者の従業員の業務管理にも有用</li> </ul>

### 【C】維持管理情報の報告

調査対象県における維持管理情報の報告方法等について表 3-3 に示す。電子化した報告方法では、オンライン（電子申請システム）で既定のフォーマットに入力するか、Excel あるいは CSV 形式で提出することが想定される。報告様式は、各都道府県内において統一したものを使用することが望ましい。維持管理情報の報告手段としては、報告する業者の作業負担や送付先の誤りを防ぐ（第三者への個人情報の漏洩を防ぐ）観点から、オンライン（電子申請システム）による報告が有効と考えられるが、電子メールに報告様式ファイルを添付して送信・報告する方法もある。その場合には、報告様式には個人の特定につながる情報（住所、氏名等）は記載せず、浄化槽番号を記載させて判別（突合に活用）する等の検討を要する。

表 3-3 調査対象県における維持管理情報の報告方法、内容、頻度

	業者による維持管理情報の報告方法	業者が報告する維持管理情報	業者の報告頻度
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ QRコードを用いてクラウド経由で台帳システムに入力</li> <li>■ CSV形式または紙媒体を環境技術センターに提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 清掃実施日</li> <li>■ 保守点検実施日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ データ更新の都度（QRコードの場合）</li> <li>■ 1か月に1回（CSV形式または紙媒体の場合）</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Excelまたは紙媒体を保全協会に提出、あるいはオンラインで入力（保守点検・清掃の記録。フォーマットは任意）</li> <li>■ オンラインで規定のフォーマットに入力（使用開始報告書等の書類の届出）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保守点検・清掃の記録</li> <li>■ 各種書類（使用開始報告書、休止届、再開届、廃止届、管理者変更届、技術管理者変更に関する届出）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ データ更新の都度</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 鳥取県・鳥取市が作成した統一様式のExcelまたは紙媒体を既定の報告先（県事務所または市町）に提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保守点検・清掃の記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1年に1回</li> </ul>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ オンラインで規定のフォーマットに入力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保守点検・清掃の記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1か月に1回</li> </ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ オンラインで規定のフォーマットに入力</li> <li>■ 統一様式のExcelを電子申請システムで提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保守点検・清掃の記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ データ更新の都度（「報告くん」使用の場合）</li> <li>■ 1か月に1回（Excelの場合）</li> </ul>

#### **【D】維持管理情報の活用**

調査対象県における維持管理情報の活用事例について表 3-4 に示す。維持管理情報の収集により保守点検・清掃未実施浄化槽が明確になり、行政指導に活用され、浄化槽の適正管理につながると考えられる。また、悪臭等の苦情への対応、特定既存単独処理浄化槽の判定に関する参考情報としても活用できると期待される。

#### **【E】突合方法**

調査対象県における維持管理情報の突合方法等について表 3-5 に示す。自治体、検査機関、業者でそれぞれ独自の識別番号、顧客番号等で管理している場合には、①各番号の紐づけを行う、あるいは②上記 3 者で統一化した浄化槽番号の設定と共用、が考えられる。とくに②の事例は、設置届を受理後に 3 者が共通して用いる浄化槽番号を付与・活用することが想定される。

突合は、手動に比べて自動で実施できる方が省力化につながることから、徳島県における QR コードや、埼玉県「ツナグくん」等、効率的に突合が可能なシステムの導入についても検討する。

#### **【F】個人情報保護**

調査対象県における維持管理情報の収集に係る個人情報保護の対応について表 3-6 に示す。調査対象県においては、主に以下の対応がなされている。

- ①個人情報保護法や県要領等により情報収集や共有が可能であるとの行政判断を実施。
- ②維持管理情報の報告にあたり、インターネット回線を使用する場合、個人を特定する情報は送信しない。
- ③電子申請システムを活用し、第三者への誤送信（第三者への情報の漏洩）を防ぐ。

#### **【G】その他**

調査対象県における電子化に係る補助金・助成金の活用状況等について表 3-7 に示す。自治体は、電子化した浄化槽台帳システムの構築にあたり、補助金の申請・活用について検討する（第 4 章を参照）。また、業者が電子化に対応するための課題のひとつとして費用負担（上記【B】（2）参照）が挙げられることから、自治体は業者に対する独自の補助金制度の設立（第 4 章を参照）、あるいは既存の補助金制度について業者への情報提供を検討する。浄化槽台帳については、浄化槽に係る膨大なデータを扱うこと、台帳システムの構築やサーバー機器の保守等には専門知識や技術を要することから、必要に応じて民間システム会社への発注・委託の必要性を検討する。

#### **【H】浄化槽台帳システムの選定・開発及びその運用方法の決定**

【B】～【G】に示した検討項目での内容に基づき、環境省版浄化槽台帳システム、Z-join、独自台帳システム等、検討項目を満たす浄化槽台帳システムの選定あるいは開発を行う。また、システム運用における役割分担（たとえば、保守点検・清掃情報の受領は検査機関が担当し、突合は自治体職員が担当する等）についても決定する。

表 3-4 調査対象県における維持管理情報の活用事例

維持管理情報の活用事例	
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 清掃未実施の浄化槽を抽出し、行政指導に活用</li> <li>■ 将来的には保守点検、清掃、法定検査の実施数あるいは実施率の変遷の評価、特定既存単独処理浄化槽の判定や指導に活用することを検討</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 無管理(保守点検・清掃未実施)の浄化槽を明確化し、行政指導に活用</li> <li>■ 無管理状態の浄化槽の把握(業者の契約解除により、維持管理データの更新停止に基づき把握可能)</li> <li>■ 鹿児島県環境保全協会から市民の苦情内容や事実確認等の情報提供を受け、市民からの苦情対応における参考情報として活用</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保守点検・清掃未実施、あるいは法定検査未受検の浄化槽の抽出及び行政指導に活用</li> <li>■ 鳥取県は、保守点検業者あるいは清掃業者に対し、作業を行った浄化槽が特定既存単独処理浄化槽に該当する可能性があるかと判断された場合、実績報告用Excelの備考欄にその旨記載するよう依頼</li> </ul>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 11条検査で異常の認められた浄化槽に対する文書指導の実施</li> <li>■ 悪臭がする等の苦情がある浄化槽について、維持管理情報や処理水質データを立入指導等の参考として活用</li> </ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 維持管理情報が更新されない浄化槽に対する廃止・休止の判断への活用</li> <li>■ 将来的には法定検査未受検者の抽出及び通知、保守点検・清掃・法定検査結果を基に特定既存単独処理浄化槽の判定における参考情報として活用することを検討</li> </ul>

表 3-5 調査対象県における維持管理情報の突合方法等

維持管理情報の突合の内容・方法・実施者等	
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 徳島県環境技術センターが浄化槽台帳と業者の顧客台帳の情報を手作業で突合</li> <li>■ QRコードの使用により、QRコード番号と県の施設番号とを突合可能</li> </ul>
鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 鹿児島県環境保全協会は「浄化槽情報共有サーバー」内の「保守点検業者データベース」にオンラインで提供される業者のデータに対して、保全協会の浄化槽コードを紐づけて管理</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中部・西部総合事務所(県の出先機関)、鳥取市及び権限移譲11市町において浄化槽台帳情報の精査を行い、両者の浄化槽コードを突合させたうえで業者と浄化槽コードを共有</li> <li>■ 鳥取県の台帳システムでは県職員が権限未移譲町村分の保守点検・清掃実績の入力、整理、突合を実施(権限移譲済市町の場合は当該市町職員が実施)</li> <li>■ 鳥取市の台帳システムでは市職員が保守点検・清掃実績の入力、整理、突合を実施</li> </ul>
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 岐阜県の環境省版浄化槽台帳システムに法定検査結果を取り込む過程で、当該システムの突合機能を活用して突合を実施</li> </ul>
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 突合システム「ツナグくん」を使用。自動突合では県職員が「業者名」、「業者独自の浄化槽番号」、「住所」、「位置情報の周囲5m以内」が一致しているかどうかを確認。手動突合では、業者から報告された保守点検あるいは清掃情報を検索し、台帳情報と突合して、住所等の各項目の突合率を確認しながら、突合対象となる台帳情報を手動で選定</li> <li>■ 浄化槽台帳内の住所情報が古いと突合することができないため、令和6年度に、浄化槽台帳内の住所情報を最新の住居表示に変換する業務、変換後の浄化槽台帳と突合する業務を民間業者に委託</li> <li>■ 指定検査機関に対し、7条検査と新規設置等された浄化槽情報を突合する業務を委託</li> </ul>

表 3-6 調査対象県における維持管理情報の収集に係る個人情報保護の対応

維持管理情報の収集に係る個人情報保護等を考慮した行政対応等	
徳島県	■QRコードには浄化槽番号のみが記録されており、個人を特定する情報を含んでいない
鹿児島県	■法に基づく浄化槽台帳の整備に当たっては、維持管理に必要な情報を収集することは個人情報保護やプライバシー保護の観点において、各自治体が定める条件等を照らした上で可能であると判断 ■鹿児島県浄化槽事務取扱要領では、「設置情報、法定検査の結果、その他浄化槽管理に関する情報を各行政機関、指定検査機関、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者で電磁的記録により共有できる」と規定
鳥取県	■自治体と業者がそれぞれ有する浄化槽コードの提供等について、令和5年4月に施行された個人情報保護法の改正に基づき、利用目的や記録情報の提出先を明記して公表することで目的内利用となり、両者の浄化槽コードの紐づけを実施
岐阜県	■岐阜県浄化槽らくらくプロジェクト促進協議会個人情報保護方針に共同利用として規定 ■保守点検、清掃に関する詳細情報を関係者が閲覧できるようにすることも踏まえ、「らくらく一括契約」の書類に個人情報の取り扱いについての説明を記載
埼玉県	■「報告くん」はインターネット回線を活用しているため、個人情報保護の観点から報告する項目を限定

表 3-7 調査対象県における電子化に係る補助金・助成金の活用状況等

電子化に係る補助金・助成金の活用状況等	
徳島県	■電子化に係る補助金・助成金について業者の間では認知されていない、あるいは活用されていないことがほとんどであると推察
鹿児島県	■鹿児島県は業者に対して経済産業省のIT導入補助金に係る情報提供を実施。一部の業者は補助金の助成を受けた実績あり
鳥取県	■鳥取県では業者に対して電子化に向けた補助金制度を導入
岐阜県	■業者は従来から電子化に対応しているため、現状では改めて補助金を得る必要はないと推察
埼玉県	■埼玉県は「報告くん」、「ツナグくん」の開発に係る委託費用を確保するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

### 3. 1. 2. 浄化槽台帳システムの運用開始までの流れ

自治体は、業者に対して浄化槽台帳システムに対応した形式での維持管理情報の提供の協力を依頼する。併せて、システム活用における維持管理情報の項目と提出方法について、文書や説明会等で説明する。また、維持管理情報の収集について、必要に応じて管理者に対してその趣旨説明を行う（文書通知、説明会等）。参考として、図 3-2 に徳島県における管理者への通知文書<sup>1)</sup>を示す。

業者は、自治体から要望のあった維持管理情報の項目と報告方法について確認し、その報告に係る作業方法を習得する。また、必要に応じて、浄化槽台帳システムに対応するためのモバイル端末等の購入に向けた補助金制度の活用（第 4 章を参照）について検討する。

浄化槽台帳システム運用開始後においても、協議会（等）を開催し、台帳システムの運用に係る課題の整理と対応を行うことが望ましい。

～徳島県からのお知らせ～

**二次元バーコード（QRコード※）による浄化槽管理がはじまります！**

【QRコードステッカー】  
徳島県浄化槽台帳  
浄化槽No. 000000  
サイズ（縦3cm×横6cm）

センター検査員  
ステッカーは、法定検査時に（公社）徳島県環境技術センター職員が貼付します

ご理解とご協力をお願いします  
詳しくは裏面をご覧ください  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です

徳島県職員や関係機関を装った不審な電話・メール等にご注意ください  
徳島県等から問合せを行うことはありませんので、不審と思われる照会については、絶対に個人情報を教えないようご注意ください

**浄化槽を設置している方のメリット**

- 1 浄化槽の健康状態をお知らせする「診断カルテ」をお届けします
- 2 法定検査時の「維持管理報告」が不要となります

【今後のスケジュール】  
令和6年度秋頃 清掃業者で送信作業を開始  
令和7年度以降 保守点検業者等へと順次拡大

お問い合わせ先  
（公社）徳島県環境技術センター DX問合せ窓口 電話 088-636-1177

---

**浄化槽台帳DXシステムの概要**

QRコードによる浄化槽管理

清掃・保守点検業者 → 送信 → 登録

スマートフォンで読込 → 正しい情報 → 徳島県浄化槽台帳

① 作業日  
② 作業者名  
③ 管理者者名など

現場に貼付したQRコードを活用することにより、維持管理情報を効率的かつ正確に収集し、より高度な浄化槽台帳システムを整備します

---

**浄化槽を設置している方へ！維持管理は管理者の義務です！**

浄化槽の汚濁は増幅されるため、本来の浄化機能が十分に発揮されているか、浄化槽から放出される水を持ち帰って飲用して確認します。

3つの管理を実践し、きれいな水確保をしましょう！

1年に1回 法定検査

1年に3回～6回以上 保守点検

1年に1回以上 清掃

※浄化槽設置の内検調査、修理  
※汚濁の発生  
※設置後の点検  
※浄化槽の汚濁防止のため、浄化槽内に汚濁物質を入れないでください。

※汚濁の防止は、調整  
※毎回の洗浄  
※排水水質も大切です

図 3-2 徳島県における維持管理情報の収集に係る管理者への通知文書<sup>1)</sup>

<参考資料>

1) 徳島県ホームページ

(<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shohiseikatsu/7236932/>)、2025年3月19日アクセス。

#### 4. 電子化に向けた補助金制度の概要

##### 4. 1. 市町村向けの交付金制度

循環型社会形成推進交付金<sup>1)</sup>は、市町村が廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理施設等の整備を計画する目的で創設された、環境省の交付金制度である。当該制度のうち、浄化槽整備効率化事業費の浄化槽台帳作成費に関する交付要領の概要は表4-1のとおりである。

表4-1 循環型社会形成推進交付金 浄化槽整備効率化事業費  
浄化槽台帳作成費（環境省）の概要

対象者	人口5万人以上又は面積400km <sup>2</sup> 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体(ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備に限り必要と認めた地域については人口又は面積にかかわらず対象)
基準額	1,500万円
交付率	交付対象経費の1/3
交付対象経費	浄化槽整備効率化に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータの電子化又は既存の台帳システムを浄化槽法(昭和58年法律第43号)第49条に定める事項を記載し、また、令和2年度に環境省が整備する台帳システムと平仄が図られるシステムへの改修に要する費用

##### 4. 2. 事業者向けの補助金制度

###### 4. 2. 1. IT導入補助金

IT導入補助金事業<sup>2)</sup>は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入）等に対応するため、生産性向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入するための事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的として創設された、経済産業省の補助金制度である。IT導入補助金2025には「通常枠」、「セキュリティ対策推進枠」、「インボイス枠」、「複数社連携IT導入枠」があり、通常枠に係る概要について表4-2に示す。

表4-2 IT導入補助金2025 通常枠の概要

対象者	中小企業・小規模事業者等(中小企業・小規模事業者等の業種分類と定義については、公募要領を参照のこと)
補助上限	・5万円～150万円未満(1プロセス以上) ・150万円～450万円以下(4プロセス以上)
補助率	1/2以内 ※3か月以上、地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員の30パーセント以上であることを示した場合は、2/3以内
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費

#### 4. 2. 2. 自治体独自の補助金制度

##### (1) 中小企業デジタルツール導入促進支援事業（東京都）

公益財団法人東京都中小企業振興公社による中小企業デジタルツール導入促進支援事<sup>3)</sup>は、東京都内中小企業等に対し、デジタルツールの新たな導入に係る経費の一部を助成することにより、事業活動のデジタル化の促進を図り、継続的な成長・発展を支援することを目的として創設されたものである。当該制度の概要について表 4-3 に示す。

表 4-3 中小企業デジタルツール導入促進支援事業（東京都）の概要

対象者	東京都内中小企業者等(会社・個人事業主・中小企業団体)
補助上限	100万円（申請できる助成金の下限額5万円）
補助率	助成対象経費の1/2以内(小規模企業者は2/3以内)
補助対象経費	新たに導入するデジタルツール購入にかかる経費(ツール本体)と、そのデジタルツール導入にかかる初期設定、カスタマイズ、運用・保守サポートに要する費用(関連経費)の一部 【対象例】新たに導入するクラウド型会計ソフト、業務自動化ツール 等 【対象外】ハード機器(PC、タブレット端末等)及び汎用性の高いソフトウェア(OS、セキュリティソフト、表計算・文書作成ソフト等) 等

##### (2) デジタル技術導入補助金（愛知県）

愛知県によるデジタル技術導入補助金<sup>4)</sup>は、愛知県が実施している、中小企業のデジタル化・DX 推進のための施策（デジタル技術導入モデル実証事業やデジタル技術活用についてのアドバイザー事業など）の中で生まれたデジタル技術の導入・利活用の成功事例を展開し、確実に企業のデジタル化を後押しすることを目的として創設されたものである。当該制度の概要について表 4-4 に示す。

表 4-4 デジタル化技術導入補助金（愛知県）の概要

対象者	「あいち産業DX推進コンソーシアム」に加入している県内に事業所を持つ中小企業、小規模企業者
補助上限	30万円以上100万円以下
補助率	中小企業:1/2以内、小規模企業者:2/3以内
補助対象経費	(1)デジタルツールやサービス利用に係る使用料及び通信費 (2)デジタル技術導入に係る技術的支援を受けるために必要となる謝金、旅費 (3)デジタル技術導入に係る人件費 (4)委託及び外注に要する経費 (5)デジタルツール導入に係る機械装置費 (6)デジタル技術導入に係る諸経費

### (3) 持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金（鳥取県）

鳥取県による持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金<sup>5)</sup>は、厳しい経営環境が続く中であっても、一定水準以上の賃金引上げを行う鳥取県内中小事業者等が行う生産性向上等に資する設備投資、人材育成等を支援し、事業拡大と持続的な賃金の引上げによる地域経済の好循環を実現していくことを目的として交付するものである。当該事業には「一般型」と「大規模成長投資型」があるが、一般型に係る概要について表 4-5 に示す。

表 4-5 持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金 一般型(鳥取県)の概要

対象者	次に掲げる要件の全てを満たす者(詳細については、公募要領を参照のこと) ・中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者(従業員を1名以上雇用していること)であること ・鳥取県内に主要な事業所を有すること 等
補助上限	200万円～500万円(常時使用する従業員数に応じて変動)
補助率	・小規模企業者以外 1/2(従業員等一人当たりの平均給与支給額を5%以上上げた場合は2/3) ・小規模企業者 2/3(従業員等一人当たりの平均給与支給額を5%以上引き上げた場合は3/4)
補助対象経費	システム導入費、人材育成費、技術導入費 等

### (4) IT化促進補助金（大阪府豊中市）

大阪府豊中市によるIT化促進補助金<sup>6)</sup>は、IT化に関する課題を抱える豊中市内中小企業者が課題解決に資するソフトウェア・クラウドシステムの導入やIT機器の購入、ホームページの高機能化、従業員等のIT資格取得などを実施する場合、豊中市から補助金を交付することにより、中小企業者のIT化の促進や業務の効率化・生産性の向上、販路拡大につなげることを目的に創設されたものである。当該制度の概要について表 4-6 に示す。

表 4-6 IT化促進補助金（大阪府豊中市）の概要

対象者	ITコンシェルジュ派遣事業(大阪府豊中市と豊中商工会議所が連携して実施)におけるITコンシェルジュからIT機器の導入等を提案・承認された豊中市内の中小企業者
補助上限	10万円
補助率	1/2
補助対象経費	<対象経費の例> ・クラウドやソフトウェアを使用するために必要な情報機器(PC、複合機、スマートフォンは除く。タブレットに限り、新規導入するシステムの運用に必要であることが明確な場合に限り補助対象)や、導入に伴うセキュリティ対策における情報機器の購入費用 ・初期環境を設定するための導入サポート費用(機械や配線等の工事費用除く)

本章で示した制度は、IT 導入補助金 2025 を除き、令和 6 年度実施の事業について整理していることから、令和 7 年度以降の実施の有無については、逐一確認されたい（循環型社会形成推進交付金は令和 7 年度も実施予定である）。また、事業者向けの補助金制度については、表 4-2～4-6 に掲載した事例以外にも設立されている、あるいは新規に設立されることもありうるため、事業者は類似の制度の有無（とくに、自社の存する自治体での有無）を確認することが望ましい。

<参考資料>

- 1) 環境省ホームページ：循環型社会形成推進交付金サイト  
([https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/1\\_gaiyo/gaiyo\\_setsu.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/1_gaiyo/gaiyo_setsu.html))、2025 年 3 月 19 日アクセス。
- 2) 経済産業省ホームページ：IT 導入補助金 2025 (<https://it-shien.smrj.go.jp/>)、2025 年 3 月 19 日アクセス。
- 3) 公益財団法人東京都中小企業振興公社ホームページ：中小企業デジタルツール導入促進支援事業 (<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/digital-tool.html>)、2025 年 3 月 19 日アクセス。
- 4) 愛知県ホームページ：デジタル技術導入補助金  
(<https://www.pref.aichi.jp/site/aichi-pref-iot/list649-2302.html>)、2025 年 3 月 19 日アクセス。
- 5) 鳥取県ホームページ：持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金の募集  
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/318420.htm>)、2025 年 3 月 19 日アクセス。
- 6) 豊中市ホームページ：IT 化促進補助金について  
(<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/hojokin/R6itkasokushin.html>)、2025 年 3 月 19 日アクセス。